第3次 いしかわ 食育推進計画

平成29年3月

石　川　県

はじめに

食は命の源であり、私たち人間が生きていくために欠かせないものです。また、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることは、人に生きる喜びや楽しみを与え、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与するものです。

私たちの食生活は、かつての食料不足の時代から一転、高度経済成長期を経て、いわゆる飽食の時代となり、豊富な食べ物が簡単に手に入るようになりました。

その一方で、食生活の乱れによる生活習慣病の増加や、食品の安全性に対する不安など、食にかかわる様々な問題が指摘されているところであり、食に関する知識や理解を深め、食品を選んでいく力を身につける「食育」の推進がますます求められています。

こうした中、石川県では、平成１９年に「いしかわ食育推進計画」、さらに平成２４年に「第２次いしかわ食育推進計画」を策定し、食育の推進に取り組んでまいりました。食育に関心のある県民の割合の増加など一定の成果は上げつつありますが、依然として、若い世代の食に対する関心の低さや、食習慣の乱れ等に伴う健康への影響などの課題があります。

また、グローバル化や大量消費の生活様式が食文化にも影響を及ぼす中、食のもたらす自然の恩恵や人々の活動に感謝し、地域に根差した郷土料理をはじめとする「食」を大切にする心を育む、「第３次いしかわ食育推進計画」を策定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

本計画では、子どもの頃から食に関する正確な知識を提供することで、健全な食生活を実現し、生涯にわたって健康であるとともに、豊かな人間性を育んでいくことを目指しています。本県の素晴らしい食材や食文化を活かし、食育を通して県民の皆さんの健康づくりにつなげていきたいと考えており、県民の皆様の格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案を頂きました、いしかわ食育推進委員会の委員の皆様をはじめ、関係各位に対し、厚く御礼を申し上げます。

平成２９年３月

石川県知事　　谷　本　正　憲

目　次

第１章　計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨 …… 1
2 計画の位置づけ …… 1
3 計画の期間 …… 3
4 計画の策定過程における県民意見等の反映 …… 3

第２章 食をめぐる現状と課題

1 食をめぐる現状 …… 4
2 これまでの取り組みに対する評価 …… 14

第３章 計画の基本的な考え方

1 目指す姿 …… 15
2 重点課題 …… 17

第４章 計画の具体的な内容

1 計画の施策体系 ……19
2 施策の方向性 ……20
　目的１　未来を担う子どもの健全な身体を培い、豊かな心を育む ……20
　　（1）家庭における食育の推進 ……20
　　（2）保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進‥ 21
　目的２　地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図る ……22
　　（3）石川の伝統的な食文化の継承 ……22
　　（4）消費者と生産者等との交流を通じた地産地消の推進 ……23
　目的３　県民一人ひとりが、健全な食生活を実践する力を身につける ……24
　　（5）個人における食育の推進 ……24
　　（6）食育を支える地域環境づくり ……25
3 計画の数値目標 ……27

第５章 計画の推進体制

1 推進体制 ……29
2 各主体の役割 ……29

参考資料

1 県の食育の主な取り組み(H28年度) ……31
2 関連するＷＥＢページのＵＲＬ……35
3 地域版食育推進計画策定団体、子ども食育応援団の活動(H27年度) ……36
4 いしかわ食育推進委員会 構成委員……40
5 いしかわ食育推進委員会設置要綱……41

第１章　計画策定の趣旨等

１　計画策定の趣旨

本県では、県民一人ひとりが生涯にわたって食を考える習慣を身につけ、食を大切にする心を持ち、心身ともに健康で、豊かな人間性を育むことができることを目指して、平成１９年に「いしかわ食育推進計画」を、平成２４年には「第２次いしかわ食育推進計画」を策定し、食育の推進に取り組んできました。

しかしながら、依然として若い世代の食に対する関心の低さや食習慣の乱れ等に伴う健康への影響をはじめとする食にかかわる多くの課題があることから、引き続き、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第３次いしかわ食育推進計画」を策定しました。

～ 国の動き ～	～ 県の動き ～
H17. 7「食育基本法」施行	
H18. 3「食育推進基本計画」策定　（H18～22 年度）	H19. 3「いしかわ食育推進計画」策定　（H19～23 年度）
H23. 3「第 2 次食育推進基本計画」策定（H23～27 年度）	H24. 5「第 2 次いしかわ食育推進計画」策定（H24～28 年度）
H28. 3「第 3 次食育推進基本計画」策定（H28～32 年度）	H29. 3「第 3 次いしかわ食育推進計画」策定（H29～33 年度）

２　計画の位置づけ

○　本計画は、食育基本法第１６条第１項に定められた第３次食育推進基本計画（平成２８年３月策定）を基本としつつ、同法第１７条第１項に定められた都道府県食育推進計画として、石川県が作成するものです。

○　本計画は、子どもの心身の健康を図るために、いしかわ子ども総合条例第７６条第１項に定められた石川県食育推進計画として作成するものです。

○　本計画は、いしかわ子ども総合条例に基づく「いしかわエンゼルプラン」や健康増進法に基づく「いしかわ健康フロンティア戦略」等と整合的に策定します。

○　本計画は、県民がそれぞれの家庭、職場、地域等において自発的に食育に取り組むとともに、その実践を促すため、県内の行政・教育・健康・福祉・農林漁業・食品関連事業に係る関係者・団体・事業者等が取り組むべき内容を定めたものです。

◇食育基本法（抜粋）
（都道府県食育推進計画）
第１７条　都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

◇いしかわ子ども総合条例（抜粋）
（食育の推進）
第１７条　県は、子どもが健全な食生活に必要な知識及び判断力を身に付けるとともに、食に関する感謝の念や理解を深め、豊かな人間性をはぐくむよう、家庭、学校及び地域において、本県の豊かな自然や伝統文化を生かした食育の推進に努めるものとする。
（石川県食育推進計画）
第７６条　県は、食育基本法（平成１７年法律第６３号）第１７条第１項に規定する食育の推進に関する施策についての計画（以下この条において「石川県食育推進計画」という。）を策定するものとする。

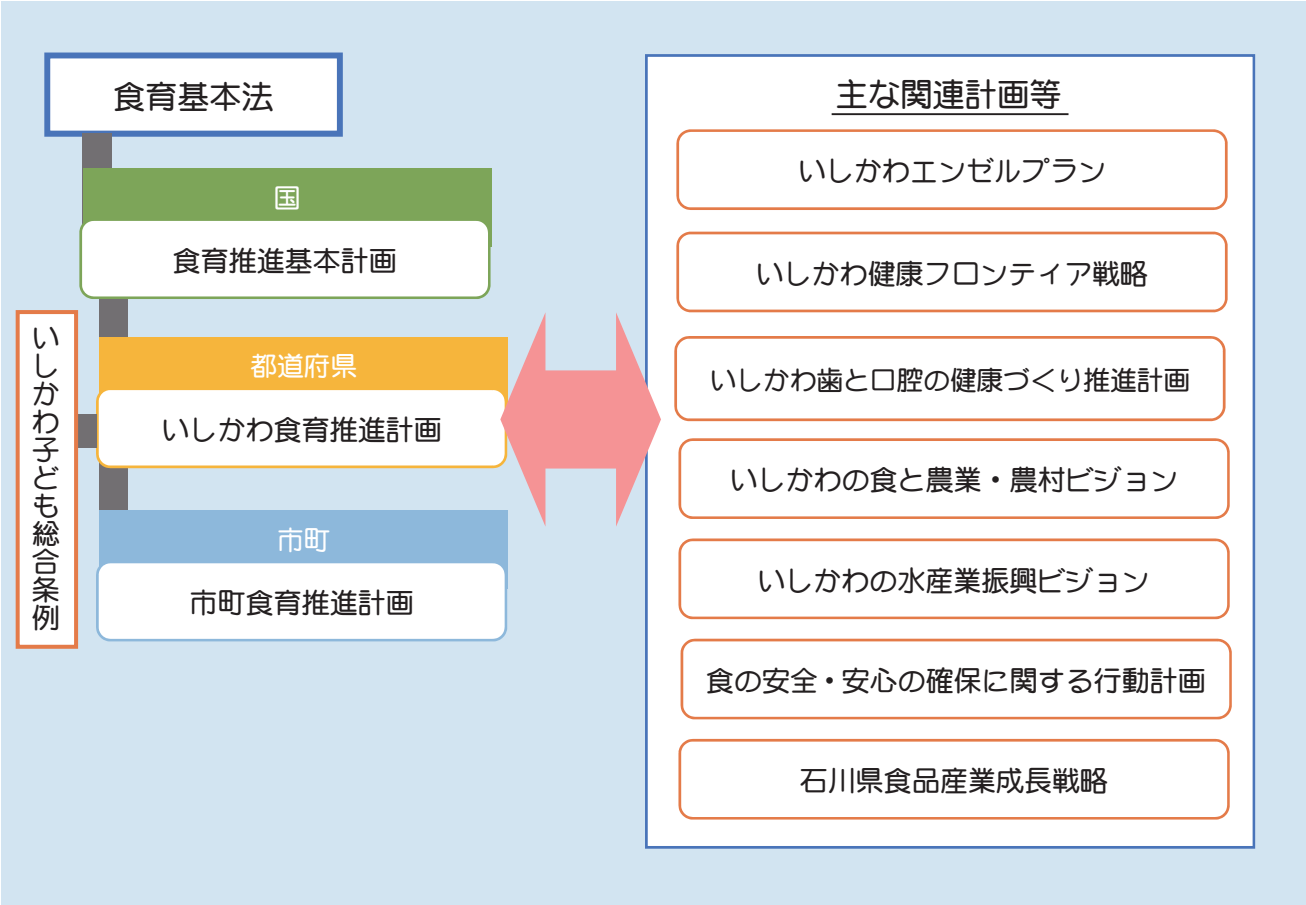

3 計画の期間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

4 計画の策定過程における県民意見等の反映

平成 28 年　2 月	「食育に関する県民意識調査」の実施
平成 28 年　6 月 2 日	第 1 回いしかわ食育推進委員会
平成 28 年　8 月 10 日	第 2 回いしかわ食育推進委員会
平成 28 年 11 月 30 日	石川県子ども政策審議会
平成 29 年　1 月 20 日	第 3 回いしかわ食育推進委員会
平成 29 年　2 月~3 月	パブリックコメントの実施

◇◆「食育に関する県民意識調査」◆◇

1　調査対象者（※いずれも層化無作為抽出）

（1）満 20 歳以上　2,000 人
（2）保育所等に通所する 1 歳児、3 歳児、5 歳児の保護者　各 400 人（計 1,200 人）
（3）小学校 2 年生、4 年生、6 年生の保護者　各 400 人（計 1,200 人）
（4）中学 2 年生、高校 2 年生　各 400 人（計 800 人）

2　調査方法

・自己記入方式のアンケート調査
・上記（1）については郵送による配布・回収、（2）から（4）については保育所、学校等の協力により、配布・回収

3　調査時期　平成 28 年 2 月

4　有効回収数（回収率）

（1）満 20 歳以上　881 人（44.1%）
（2）保育所等に通所する 1 歳児、3 歳児、5 歳児の保護者　1,114 人（92.8%）
（3）小学校 2 年生、4 年生、6 年生の保護者　1,101 人（91.8%）
（4）中学 2 年生、高校 2 年生　800 人（100.0%）

第２章　食をめぐる現状と課題

１ 食をめぐる現状

(1)世帯構造の変化

1－1 人口の推移

本県の人口は平成１７年に減少に転じ、今後も減少が続くと推計されています。

年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、老年人口が増加し、平成５２年には老年人口は年少人口の約３倍になると予測されています。

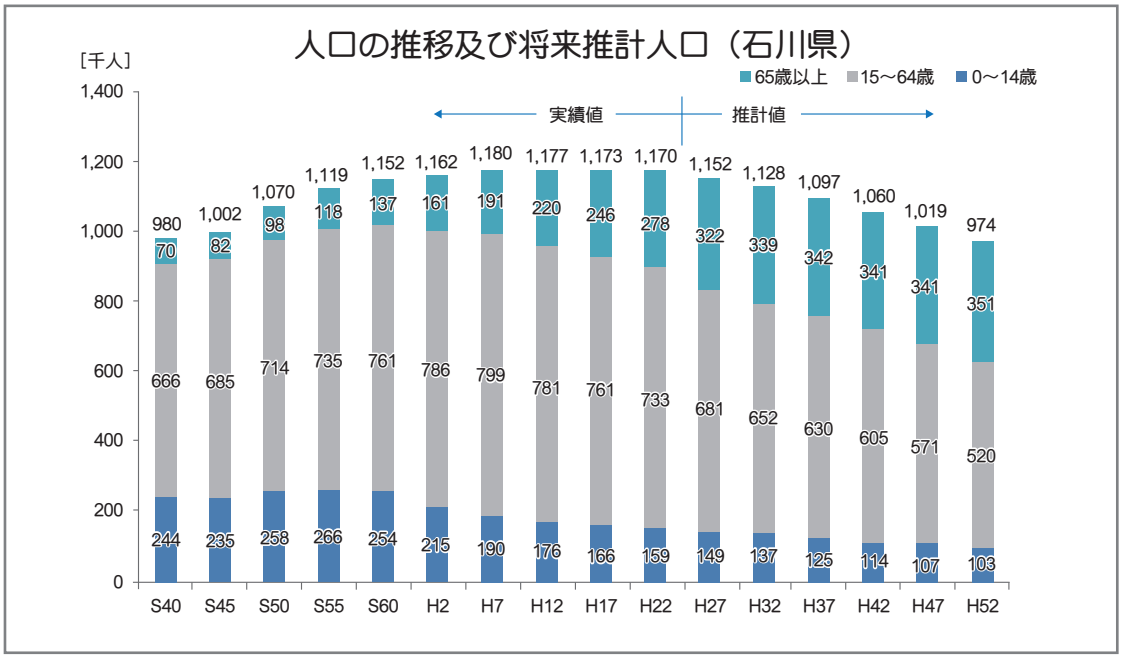

出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」

1－2 世帯構造の変化

世帯構造については、単独世帯、特に６５歳以上の単独世帯が増加傾向にあります。

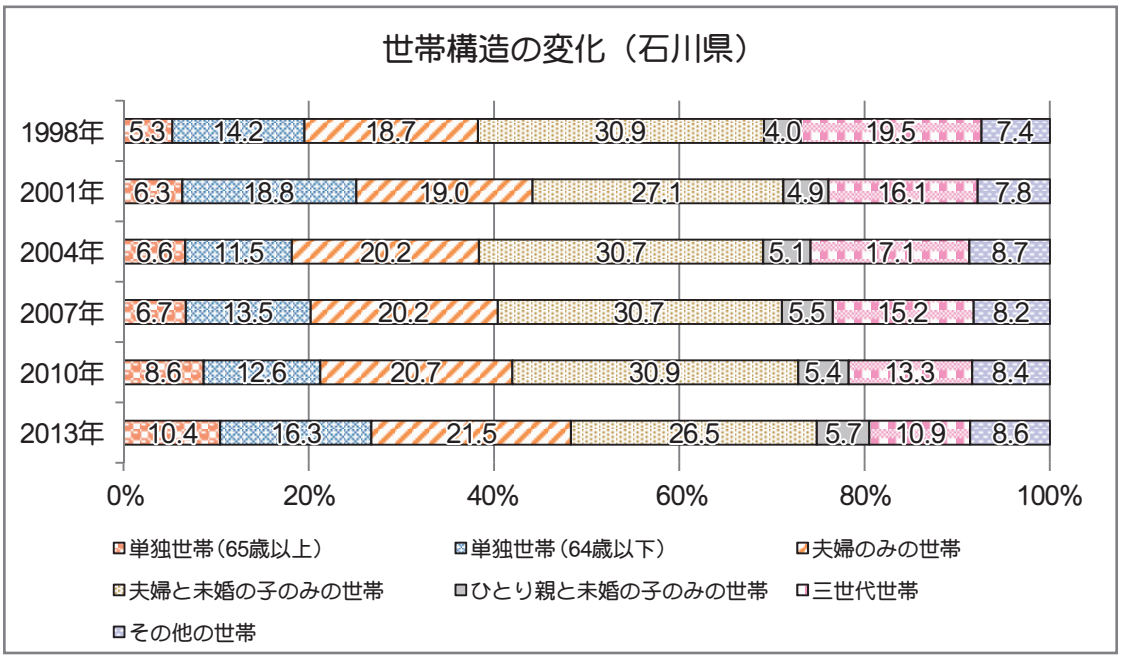

出典：国民生活基礎調査

(2)健康寿命に関する状況

2－1 健康寿命の推移

日常生活が制限されることなく生活できる期間を示す健康寿命は、平成 25 年時点で男性が 72.02 歳、女性が 74.66 歳となっています。

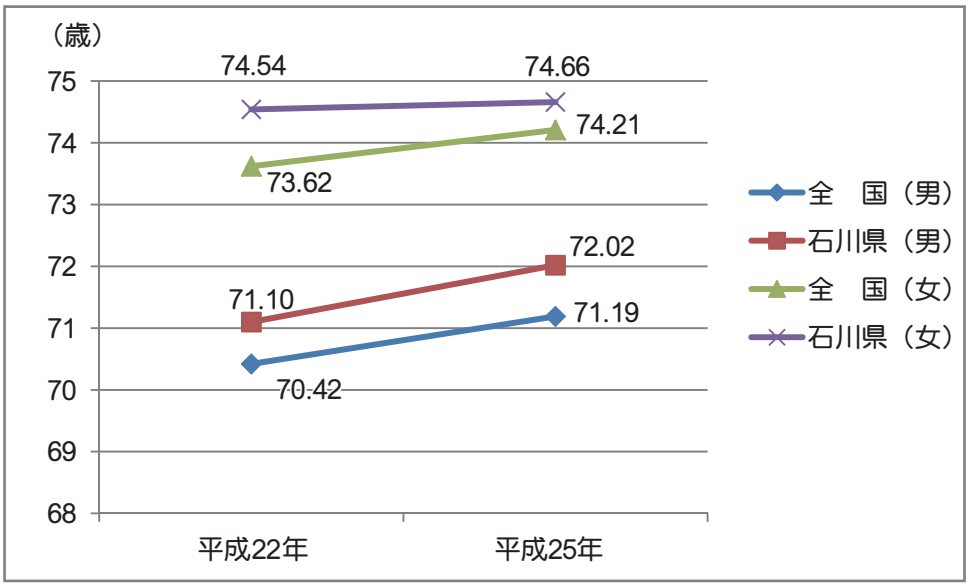

出典：厚生労働省

(3)食環境に関する状況

3－1 外食率と食の外部化

外食率と食の外部化率の推移を見ると、いずれも昭和 50～60 年代に急激に増加しています。その後、外食率の伸びは見られず、食の外部化率との間に開きが見られるため、食品を購入して家庭で消費する中食が増加していることがうかがえます。

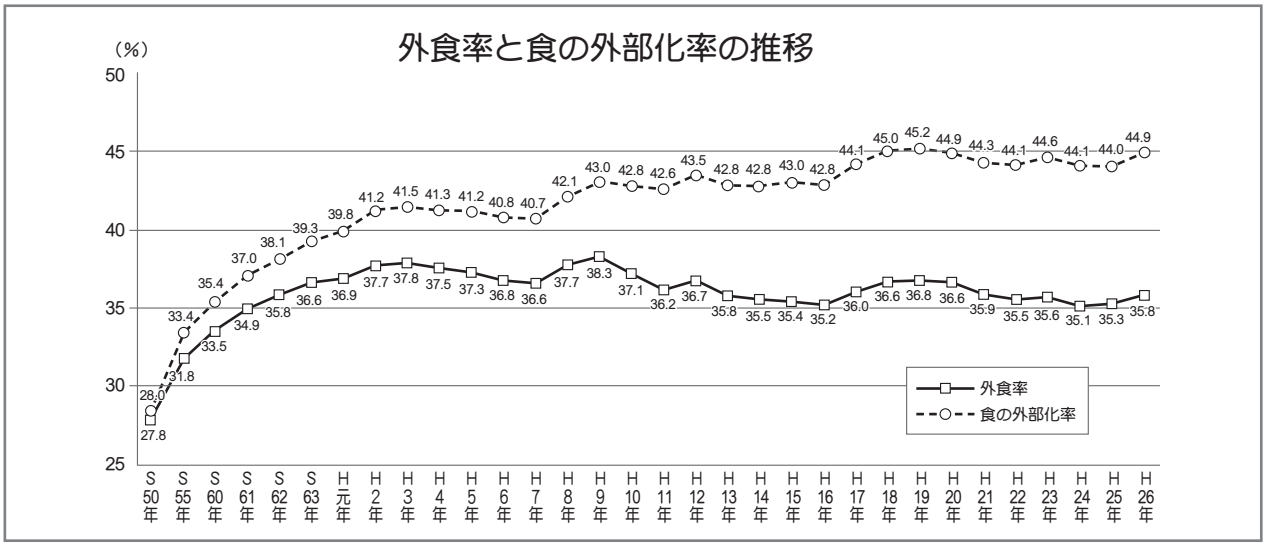

出典：公益財団法人　食の安全・安心財団統計資料

（注）外食率：全国の食料・飲料支出額に占める外食市場規模の割合。
食の外部化率：全国の食料・飲料支出額に占める料理品小売業市場規模（弁当給食分を除く）及び外食市場規模の割合。
中食（なかしょく）：スーパー等で販売される惣菜など家庭外で調理された食品を購入し、家庭内で消費する食事のこと。

3－2 世帯類型別の食料支出割合

外食及び加工食品、生鮮食品別に食料支出の構成割合を見ると、全世帯において生鮮食品から加工食品への移行が進んでおり、今後も食の外部化が進展すると見込まれています。

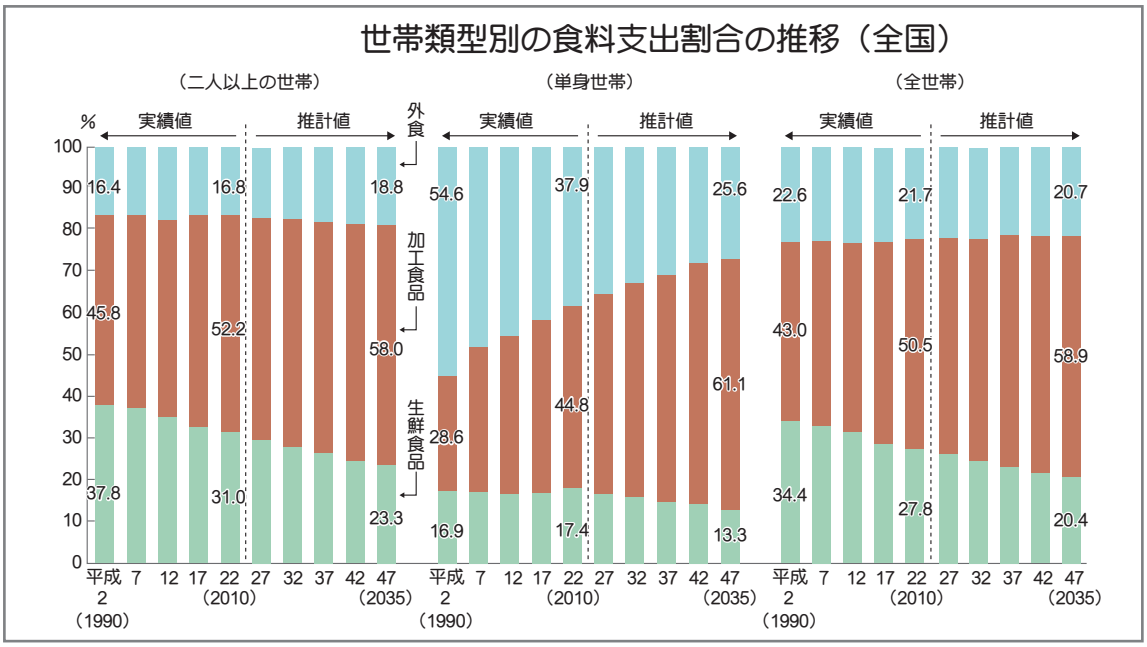

出典：農林水産省「平成 26 年度　食料・農業・農村白書」

（注）1．平成 27 年以降は推計値。
2．外食は、一般外食と学校給食の合計。生鮮食品は、米、生鮮魚介、生鮮肉、牛乳、卵、生鮮野菜、生鮮果物の合計。加工食品はそれ以外。

(4)栄養・食生活に関する状況

4－1 食塩と野菜の平均摂取量(20 歳以上)

成人の 1 日の食塩摂取量は、平成 23 年度調査時点で男性 11.2g、女性 10.0g であり、平成 17 年度調査と比較すると、男女共に減少しています。厚生労働省が定めた「日本人の食事摂取基準」(2015 年版) においては、食塩相当量の目標量を男性 8.0g/日未満、女性 7.0g/日未満としています。

また、1 日の野菜摂取量は平成 23 年度調査時点で男性 280.5g、女性 288.7g であり、平成 17 年度と比較して減少しています。厚生労働省は、「健康日本 21」において野菜の摂取目標量を 1 日 350g 以上としています。

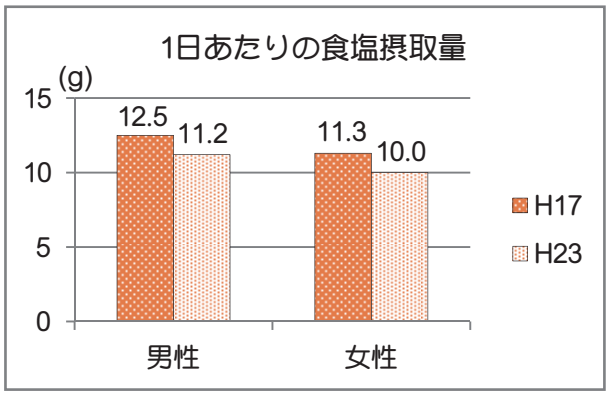

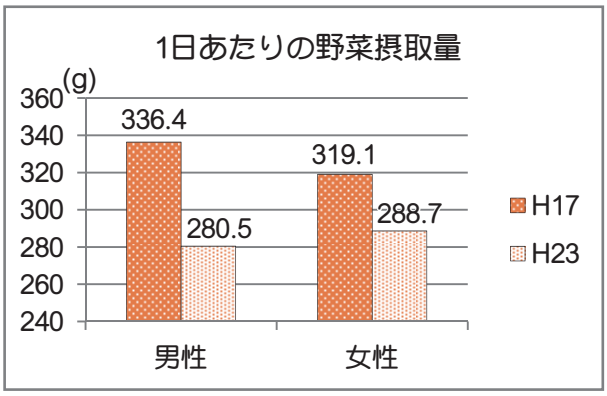

出典：「H17、H23 年度 県民健康・栄養調査」

4－2 肥満者とやせの者の割合（20 歳以上）

肥満者の割合は平成 23 年度調査時点で、男性で 26.6%、女性で 13.0%であり、平成 20 年度調査と比較して男女ともに減少しています。一方、やせの者の割合は、10 代、20 代の若い女性で増加しています。

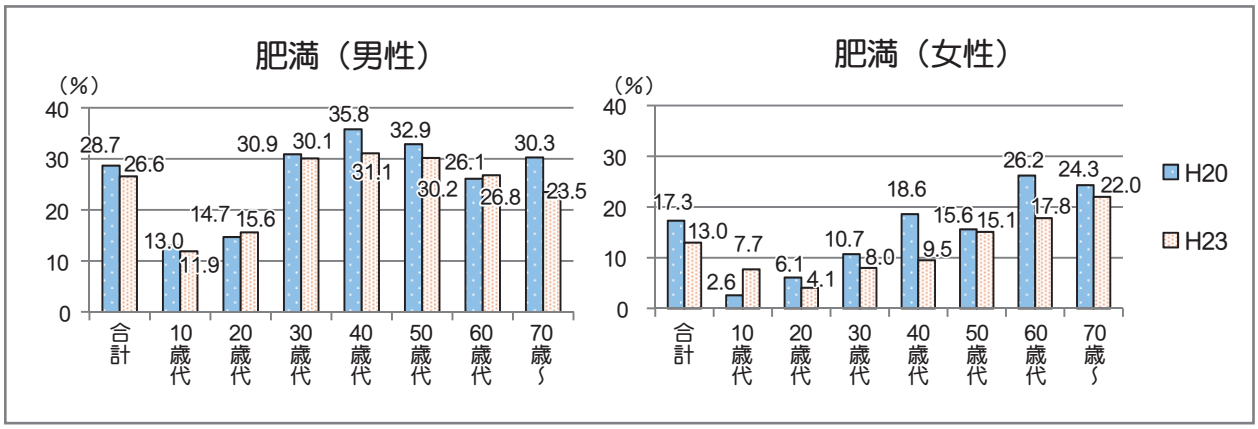

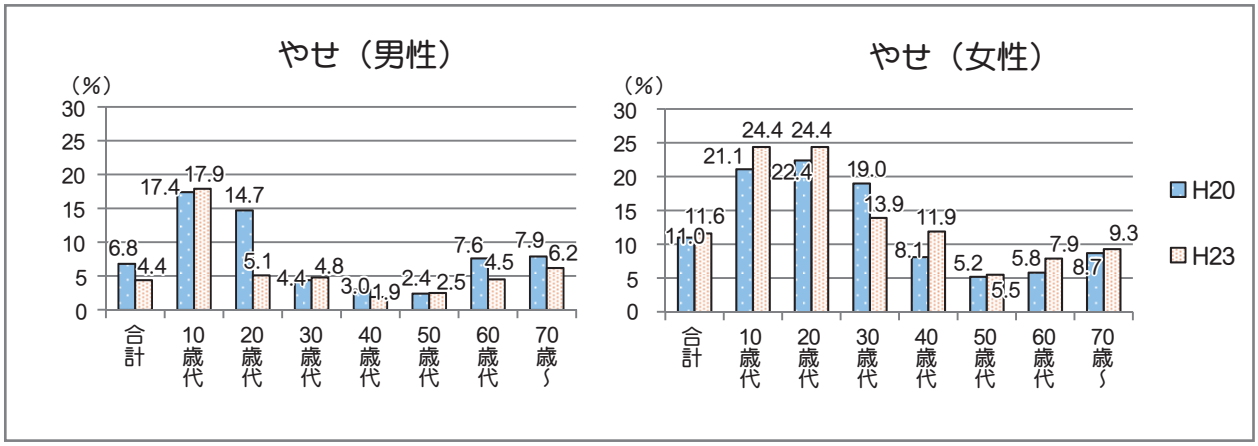

出典：「H20、H23 年度 県民健康・栄養調査」

（注）BMI＝体重（kg）/〔身長（m）〕^{2}により算出。
肥満の者は「BMI≧25kg/m^2」、やせの者は「BMI＜18.5kg/m^2 」。妊婦は除外。

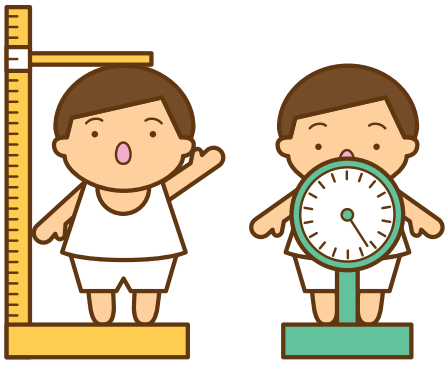

4－3 朝食の摂取（世代別）

朝食の摂取率は、「ほとんど毎日食べる」が幼児では 95.8%、小学生で 94.5%、中高生で 89.5%、成人で 86.6%となっています。

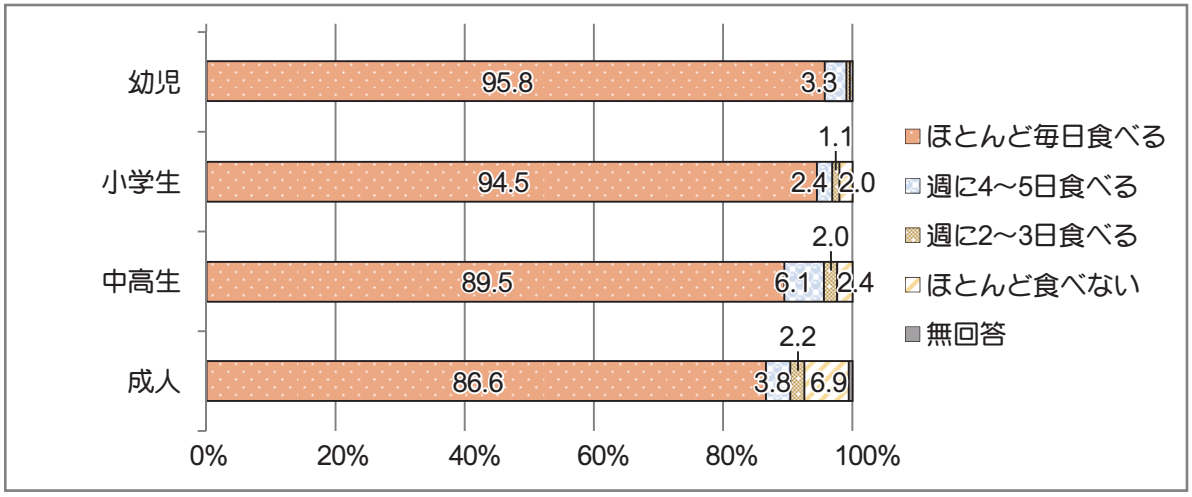

「食育に関する県民意識調査」（H27 年度）

4－4 朝食の摂取（成人、年代別）

成人においては、20 代で朝食を「ほとんど食べない」人は 17.4%であり、他の世代と比較して、顕著に低くなっています。30 代で「朝食を毎日食べる」人が増加しますが、40 代で再び低下しています。

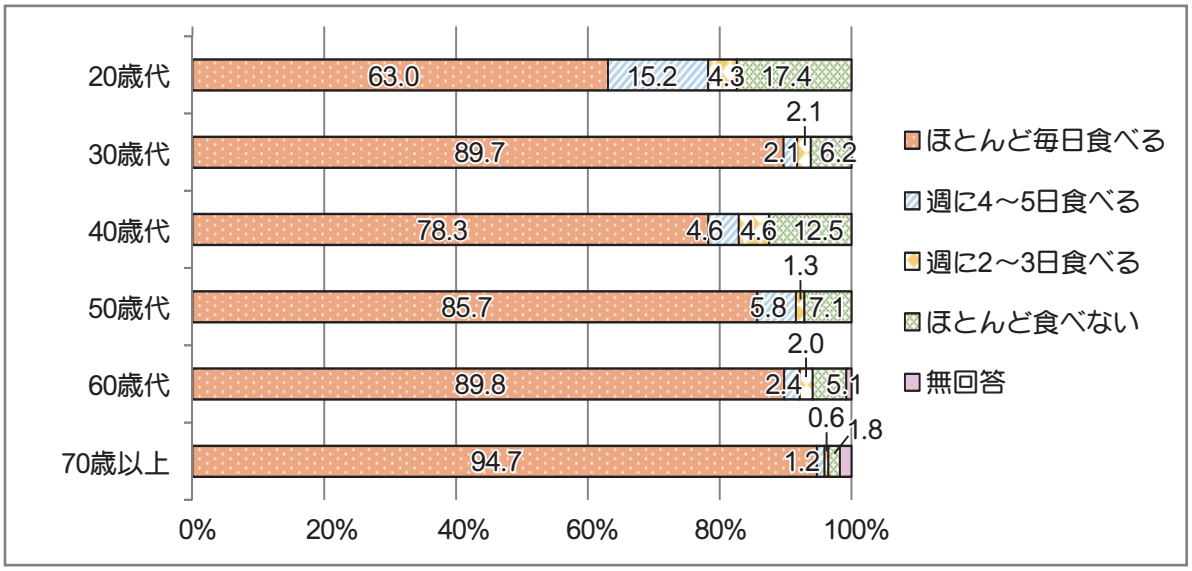

「食育に関する県民意識調査」（H27 年度）

4－5「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」を１日２回以上する頻度（成人，年代別）

「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」を１日２回以上している日が「ほぼ毎日」ある人の割合は、20 代において顕著に低く、「ほとんどない」と答えた割合も 17.4％と他の年代と比べて高くなっています。

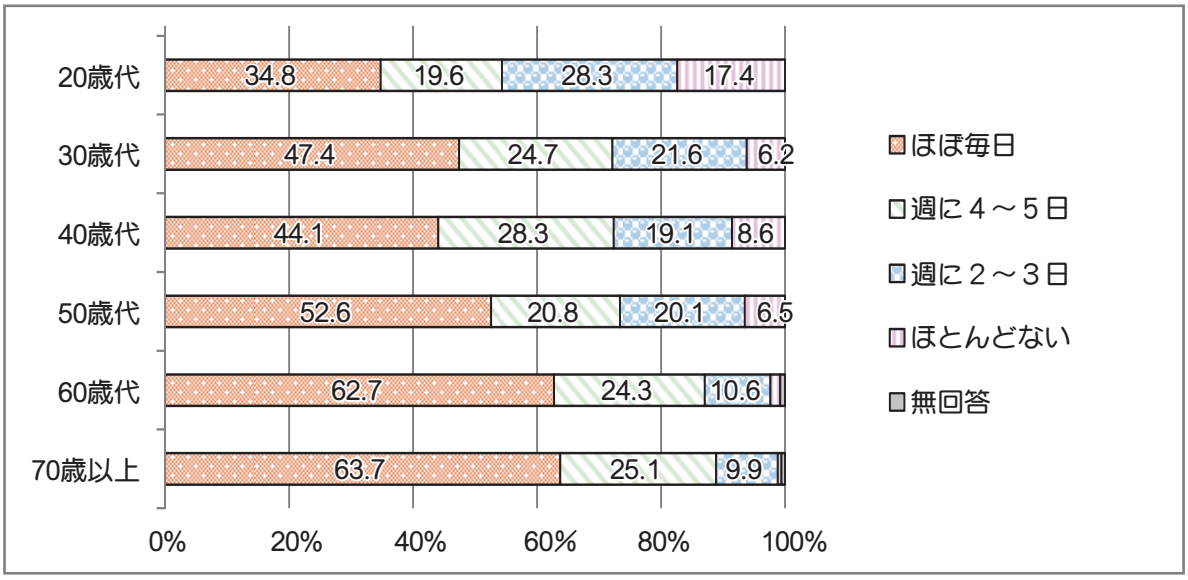

「食育に関する県民意識調査」（H27 年度）

4－6 生活習慣病の予防や改善のために、気をつけた食生活を実践している人の割合

生活習慣病の予防や改善のために気をつけた食生活を実践している成人の割合は、77.2％となっています。

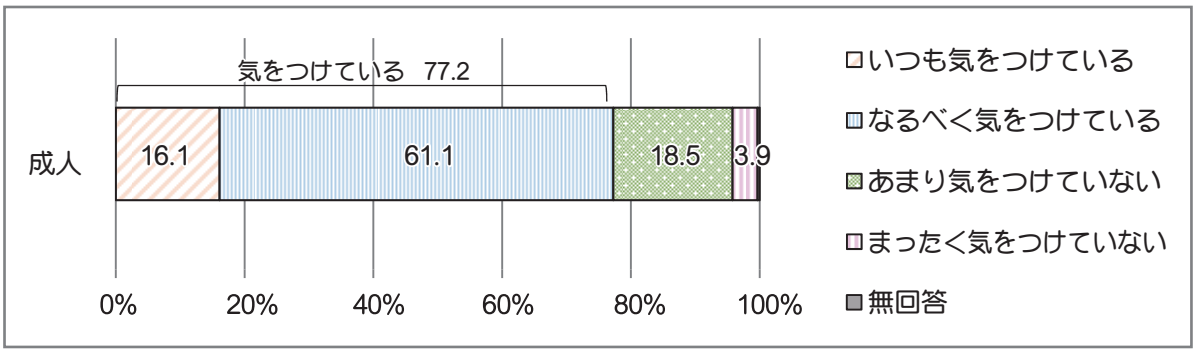

「食育に関する県民意識調査」（H27 年度）

(5)共食に関する状況

5－1 朝食や夕食を家族と一緒に食べる頻度

朝食や夕食を家族とほとんど毎日一緒に食べる人は、幼児で 86.7%、小学生で 85.2%、中高生で 56.8%、成人で 60.1%であり、中高生と成人において低い傾向にあります。

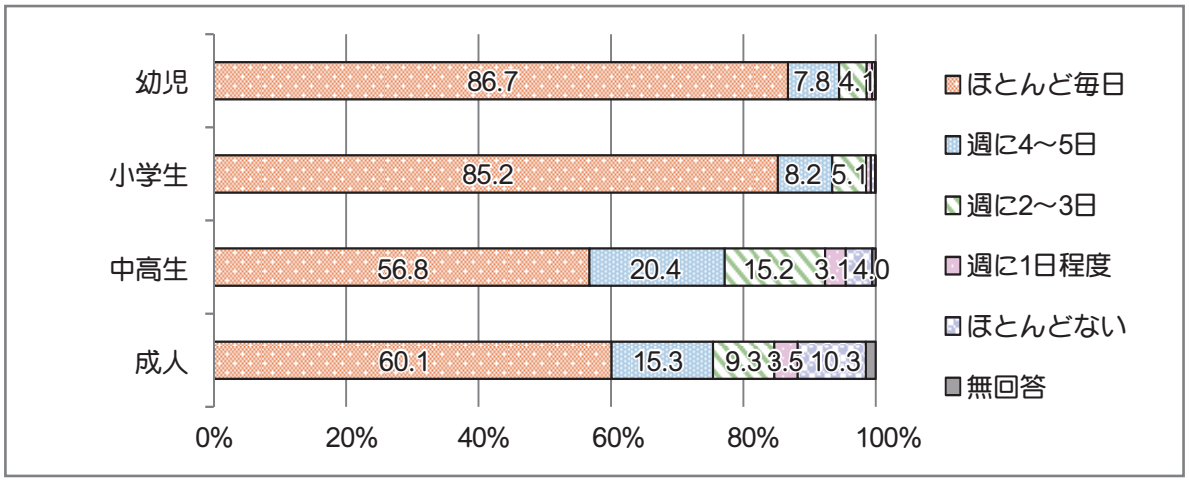

「食育に関する県民意識調査」（H27 年度）

(6)郷土料理や伝統的な料理に関する状況

6－1 地域や家庭で受け継がれてきた郷土料理や伝統的な料理を食べている人の割合

郷土料理や伝統的な料理を食べている、どちらかといえば食べている人の割合は、幼児・小学生保護者、中高生では約 50%、成人では 65.3%となっています。

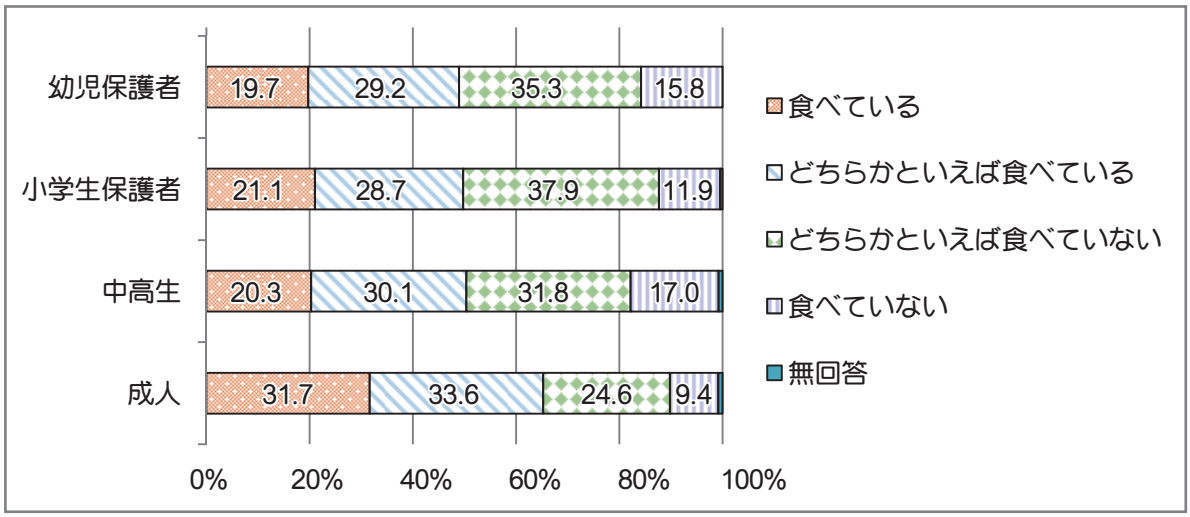

「食育に関する県民意識調査」（H27 年度）

6－2 郷土料理や伝統的な料理を食べていない理由（複数回答）

郷土料理や伝統的な料理を食べていない理由としては、幼児及び小学生保護者、中高生では「食べる機会がないから」、成人では「興味がないから」と回答した人が最も多くなっています。

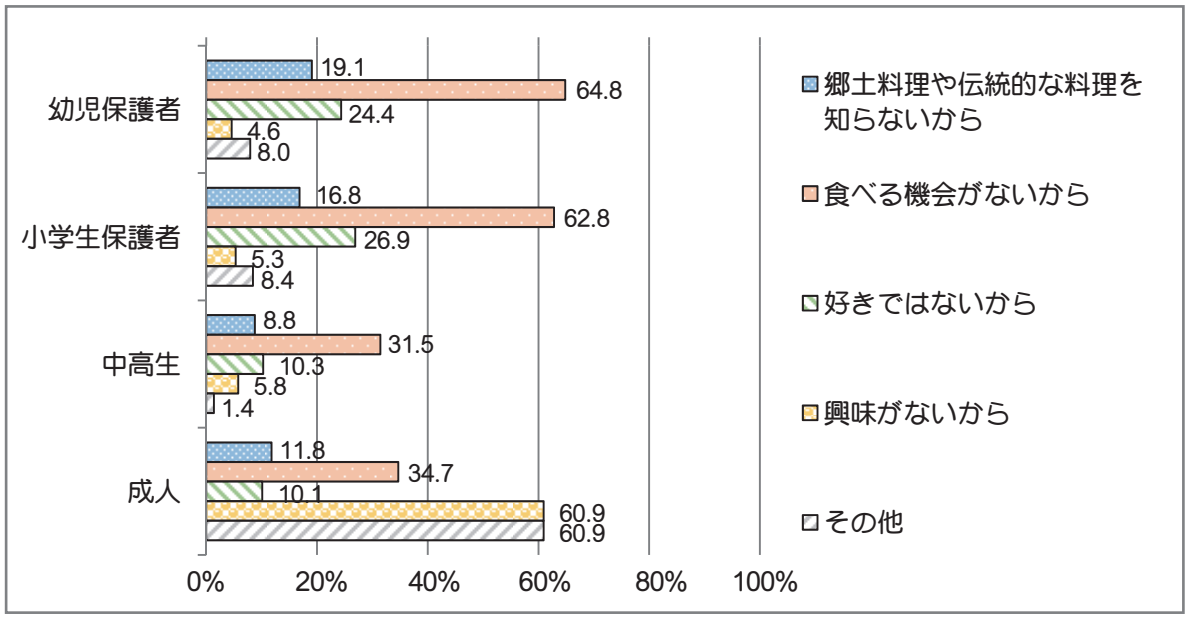

「食育に関する県民意識調査」（H27 年度）

(7)食品の安全性に関する状況

7－1 食品の安全性についての知識があると思う人の割合

食品の安全性についての知識が十分にあると思う、ある程度あると思う人の割合は、幼児・小学生保護者、成人で約 80%、中高生では 68. 2%となっています。

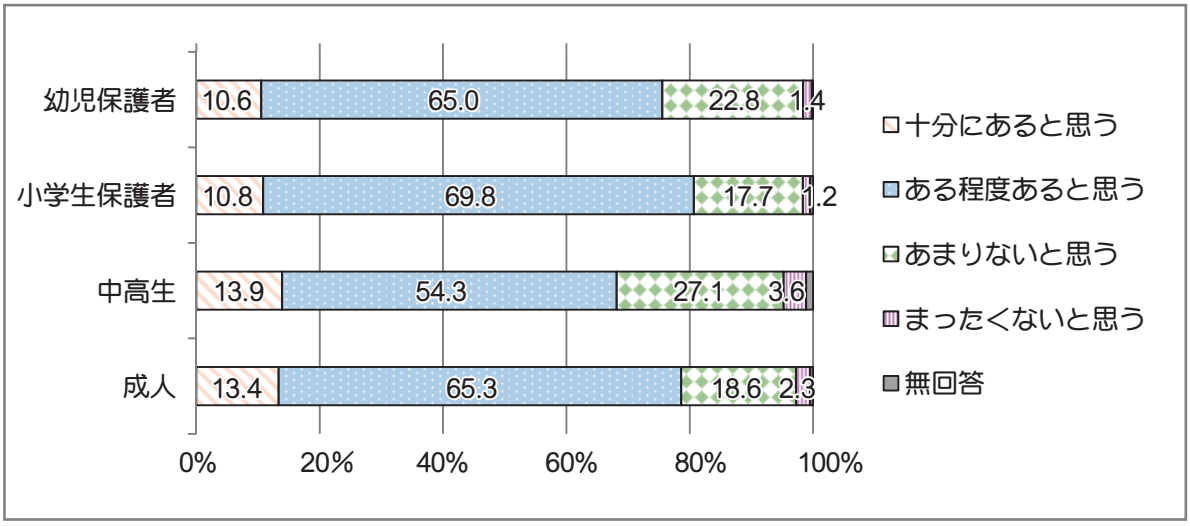

「食育に関する県民意識調査」（H27 年度）

7－2 食品の安全性についての知識がないと思う理由

成人において、知識がないと思う理由としては、「情報が氾濫し、どれが正しい情報がわからない」と回答した人が最も多くなっています。

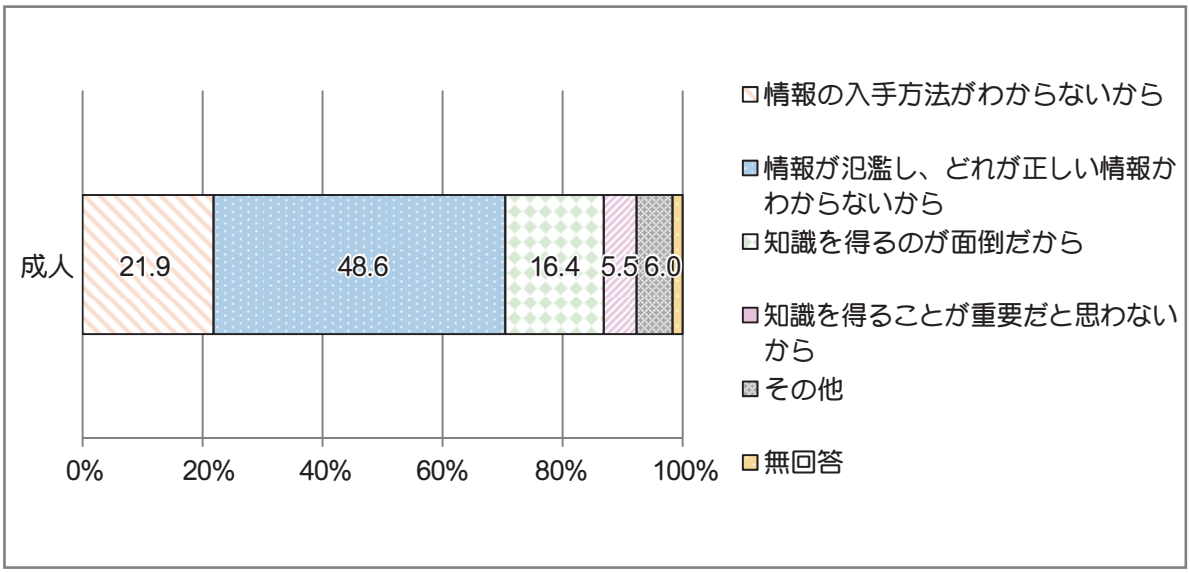

「食育に関する県民意識調査」（H27 年度）

(8)食品ロスに関する状況

8－1 食品ロスの取り組み状況

食品ロスを減らすために「取り組んでいる」、「どちらかといえば取り組んでいる」人の割合は、成人で最も高く81.1%となっています。

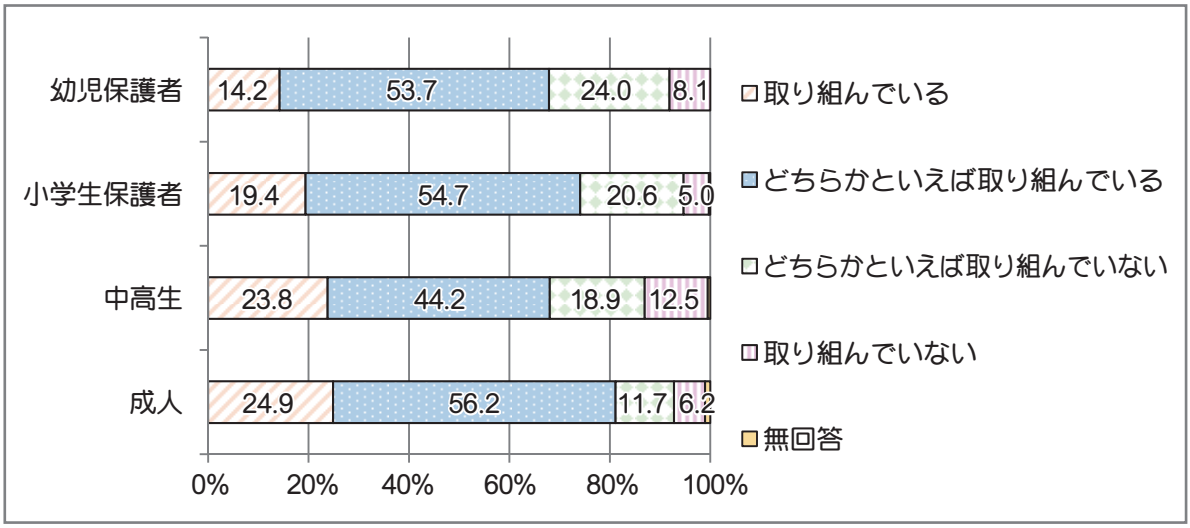

「食育に関する県民意識調査」（H27年度）

8－2 食品ロスの削減に取り組んでいない理由（複数回答）

食品ロスの削減に取り組んでいない理由としては、「食品ロスのことを知らなかったから」が幼児及び小学生保護者、中高生で最も多くなっています。

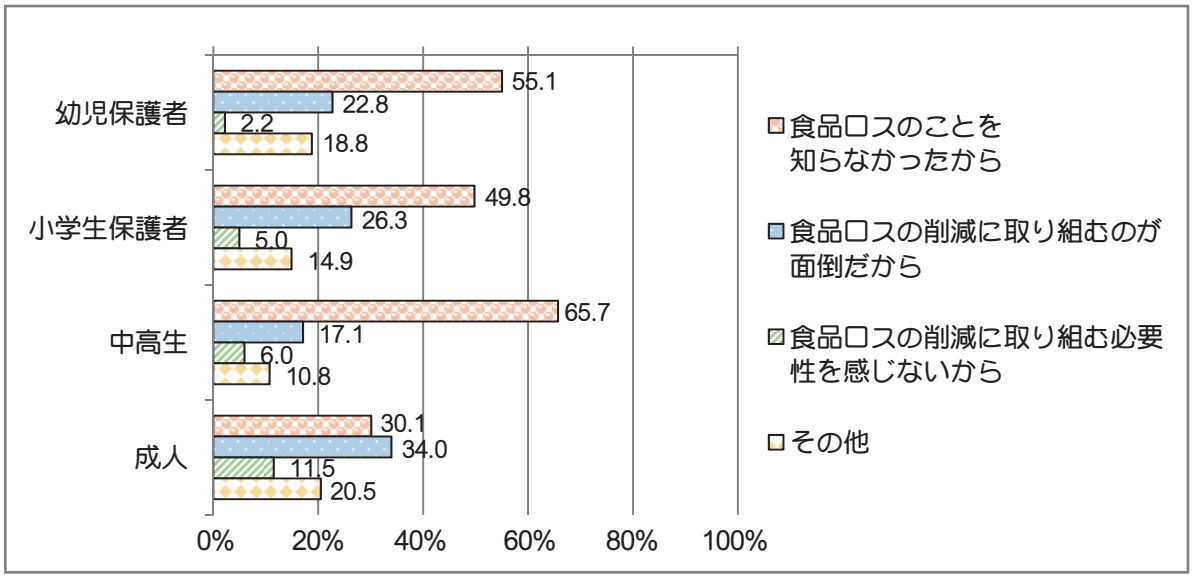

「食育に関する県民意識調査」（H27年度）

2 これまでの取り組みに対する評価

食育に対する関心度

食育に関心のある県民の割合は、81.1%となっており、平成22年度調査と比較すると6.1ポイント上昇しています。しかしながら、目標の90%には達していないことから、今後も県民の意識を高め、実践につながるようより一層の食育の推進を図る必要があります。

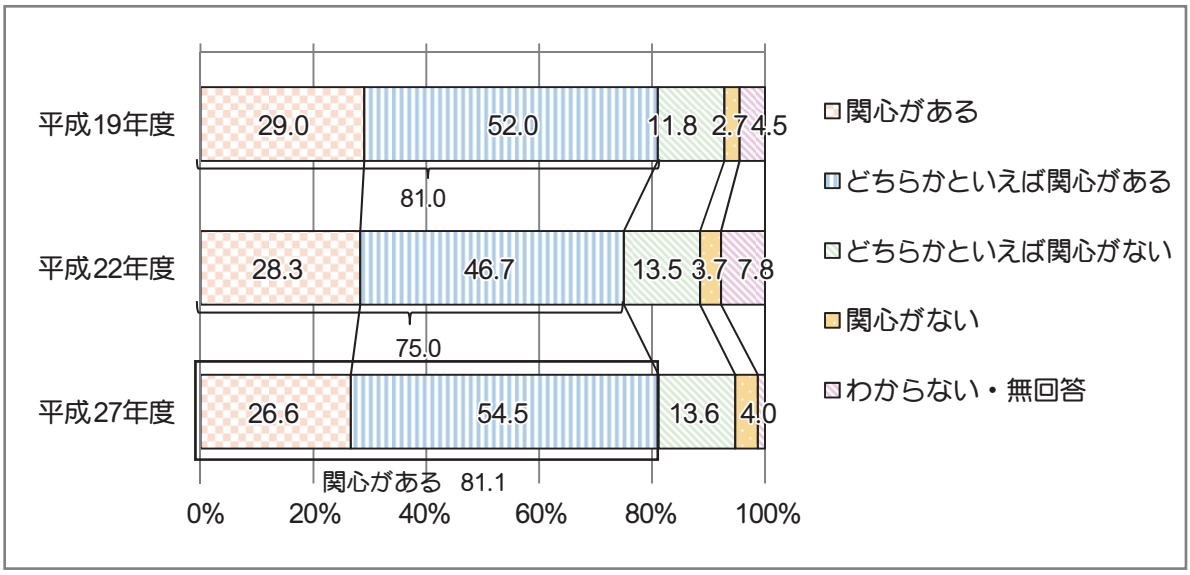

「食育に関する県民意識調査」（H19、22、27年度）

《計画全体の指標》

食育に関心を持っている県民の割合	（H22）75.0% → （H27）81.1%	目標値 90%

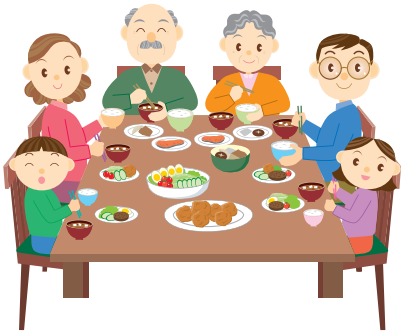

第３章　計画の基本的な考え方

１ 目指す姿

県民一人ひとりが生涯にわたって食を考える習慣を身につけ、食を大切にする心を持ち、心身ともに健康で、豊かな人間性を育むことができること

食育基本法（平成１７年７月 法律第６３号）では、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが必要であるとされています。

健全な食生活は、健康で豊かな人間性の基礎をなすものです。生涯にわたって健全な食生活を実現するためには、食習慣を形成する時期である子どもの頃からの食育が重要です。

このため、子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身に付けることができるように、家庭、保育所、認定こども園、幼稚園、学校及び地域等において食育を推進する必要があります。

また、食は、地域における伝統や気候風土と深く結びついており、先人によって培われてきた多様な食文化を後世に伝えつつ、時代に応じた優れた食文化を育んでいくことが重要です。しかしながら、毎日の食生活が食に関わる人々の様々な知恵や活動に支えられていることについて、日々の生活の中で学び、実感することは困難である場合が多いことから、本県の伝統ある優れた食文化を継承するとともに、郷土料理や食材等を題材とした体験活動を中心として食育を推進する必要があります。

このため、次の３つの目的を掲げ、食育を積極的に推進します。

目的１　未来を担う子どもの健全な身体を培い、豊かな心を育む

子どもの頃から日々の食生活に必要な知識や判断力を習得し、基本的な食習慣を身につけることにより、健全な身体を培います。また、食に関する感謝の念と理解を深め、食事マナーの習得や食を楽しむことなど、食事を通じて家族等とのコミュニケーションを深め、豊かな心を育みます。

目的２　地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図る

本県には祭りなど伝統的な行事、季節毎の風習などに結びついた食文化があり、また、固有の多彩な食材が活用されています。食育推進の輪を地域に広げることにより、食を通じて人と人との交流を深めるとともに、地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図ります。

目的３　県民一人ひとりが、健全な食生活を実践する力を身につける

国内外から様々な食材が供給されるとともに、外食の増加など食の外部化や食に関する情報の氾濫等が進展しています。そのような中で、県民一人ひとりが食の大切さを再認識するとともに、生活習慣病予防に繋がる健全な食生活を自ら実践できるよう、食に関する正確な知識や的確な判断力を身に付けます。

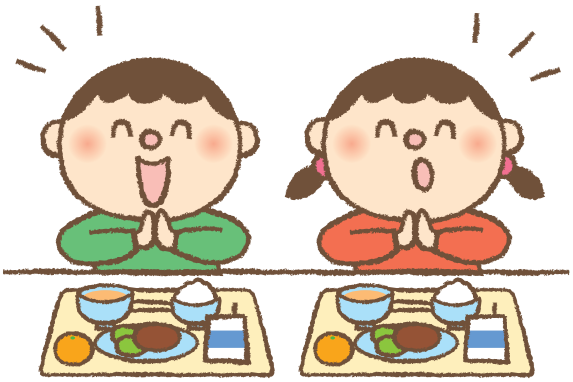

2 重点課題

今後５年間に取り組む重点課題は次のとおりです。

1 子どもの基本的な生活習慣の形成

子どもの健やかな成長のためには、適切な運動、バランスのよい食事、十分な休養・睡眠が大切です。また、健全な食生活や望ましい生活習慣は、健康で豊かな人間性の基礎をなすものであることから、子どもの頃からの食育が重要です。

このため、子どもが早寝・早起き・朝ごはん等の基本的な生活習慣を身につけることができるように、家庭、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等において、基本的な生活習慣の形成のための食育を推進します。

2 「和食」の推進と次世代への継承のための取り組み

本県は海山の幸に恵まれ、郷土料理をはじめとした食文化の豊かな地域です。しかし、グローバル化や流通技術の進歩、生活様式の多様化等により伝統的な食文化が十分に継承されず、その特色が失われつつあることが懸念されています。

また、主食・主菜・副菜のそろった日本型の食生活は栄養バランスに優れており、健康な食生活のために欠かせない食事とされています。

このため、和食を推進し、本県の郷土料理や伝統的な食文化を大切にして次世代へ継承していくための食育を推進します。

3 若い世代に対する食育の推進

「食育に関する県民意識調査(H27)」において、特に 20 代及び 30 代の若い世代で、食に関する知識や意識、実践状況等の面で、他の世代より課題が多いことが明らかになりました。

このため、若い世代が食に関する意識を高め、身につけた知識を健全な食生活につなげることができるよう食育を推進します。

また、20 代及び 30 代を中心とする世代はこれから親になる世代でもあるため、食に関する知識や取り組みを次世代に伝えつなげていけるよう食育を推進します。

4 健康寿命の延伸につながる食育の推進

子どもから高齢者までの全ての県民が心豊かに生活できる活力ある社会を実現するためには、生活習慣病の発症・重症化の予防や改善に向けて、健全な食生活を実践することが大切です。

本県の健康増進計画である「いしかわ健康フロンティア戦略」においても、生涯にわたり元気で自立した生活を営むことができるよう「健康寿命の延伸」を目標としており、健康増進施策と連携した食育を推進します。

5 食品ロス削減の推進

食に対する感謝の念を深めていくためには、私たちの食生活が自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて理解することが大切です。

また、我が国は食料を海外に大きく依存している一方で、推計で年間632万トンにのぼる食品ロスが発生しています。2015年の国連持続可能な開発サミットにおいても、「食料廃棄の半減」が目標として掲げられており、一人ひとりの努力が求められています。

このため、県、市町、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携し、食品ロスの削減推進に努めます。

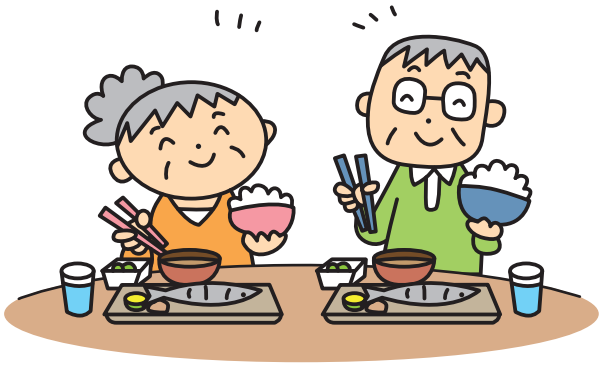

第４章　計画の具体的な内容

１ 計画の施策体系

目的１　未来を担う子どもの健全な身体を培い、豊かな心を育む

（１）家庭における食育の推進
- ①妊産婦の食育の推進
- ②食を楽しむ力(知る・育てる・調理する・食べる)の育成
- 重点 ③子どもの基本的な生活習慣の形成

（２）保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進
- ①体験型食育の推進
- ②地域交流型食育の推進
- ③給食を通した食に関する理解促進

目的２　地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図る

（３）石川の伝統的な食文化の継承
- 重点 ①「和食」の推進と次世代への継承のための取り組み
- ②給食での郷土料理等の積極的な導入
- ③食文化に関する情報の収集と発信

（４）消費者と生産者等との交流を通じた地産地消の推進
- ①子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進
- ②消費者と生産者の交流の促進
- ③食品関連事業者等による地産地消の促進
- ④地場産物の情報提供と利用促進

目的３　県民一人ひとりが、健全な食生活を実践する力を身につける

（５）個人における食育の推進
- 重点 ①若い世代に対する食育の推進
- 重点 ②健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ③高齢者に対する食育の推進

（６）食育を支える地域環境づくり
- ①ボランティア等の育成・活動の推進
- ②各種団体等の連携・協力体制の推進
- ③食育の推進に関する情報提供
- ④職場における食育の推進
- 重点 ⑤食品ロス削減の推進
- ⑥多様な暮らしに対応した食育の推進

2 施策の方向性

目的１ 未来を担う子どもの健全な身体を培い、豊かな心を育む

＜施策の方向性＞

(1)家庭における食育の推進

食に関する知識や伝統、文化等については、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきましたが、社会環境が変化し、生活習慣が多様化する中で、家庭における食に関する作法や望ましい食生活の実践等が十分とはいえない状況にあります。

また、健康寿命の延伸の観点から、家庭における日々の食生活を見直すとともに、生涯にわたり、生活習慣病の予防や改善にも努めていくため、次世代に伝えつなげる食育の推進がこれまで以上に重要になっています。

このため、家庭においても食育に関する理解、関心が進むよう、食育活動を通じて学んだことについて、家庭での共有も促進しながら、食育を推進します。

＜具体的な取り組み内容＞

① 妊産婦の食育の推進

◆ 妊産婦の安全な妊娠・出産と産後の健康の回復に加えて、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤を確保するため、妊産婦等に対する栄養指導の充実を図ります。

② 食を楽しむ力（知る・育てる・調理する・食べる）の育成

◆ 子どもとその家族が、食に関する知識を学びながら、調理体験や栽培体験等を通して、食を楽しむ力を育成します。

◆ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、家庭における共食等の食育を推進します。

③ 子どもの基本的な生活習慣の形成

◆ 生活リズムの向上を図るため、子どもや保護者に対し、朝食をとることや早寝早起きの実践等の基本的な生活習慣の形成について普及啓発します。

トピック “早寝早起き朝ごはん” で生活リズムを整えよう！

子どもの健やかな成長のためには、“早寝早起き朝ごはん”を実践し、規則正しい生活習慣を身につけることが大切です。

睡眠は、心身を休め、脳と体を発達させる大切なものです。夜更かしによって睡眠のリズムが乱れると、午前中に体温が上がらず、脳も体もうまく働くことができません。さらに、睡眠時間が不足すると、記憶の整理や定着を行うレム睡眠が短くなってしまいます。また、朝食の欠食は、脳の活動に必要なエネルギーが不足し、集中力の低下につながり、学力に影響すると言われています。

朝ごはんをきちんと食べて、１日の元気なスタートを切りましょう。

＜施策の方向性＞

(2)保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進

乳幼児期から発育・発達段階に応じて健全な食生活を実践し、望ましい食習慣を定着させるとともに、豊かな食体験を積み重ねていくことができるよう、保育所、認定こども園、幼稚園等（以下､｢保育所等｣という。）において、家庭や地域と連携しながら食育を推進します。

また、学校においては、学習指導要領に示された食育の推進を踏まえつつ、給食の時間はもとより、家庭科や体育科を始めとする各教科や総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて食育を組織的、計画的に推進します。

なお、食育の推進に当たっては、それぞれの計画に基づいて実施し、取り組みの評価及び改善に努めるものとします。

＜具体的な取り組み内容＞

① 体験型食育の推進

◆ 乳幼児期からの望ましい食習慣の形成や豊かな人間性の形成等を図るため、保育所等において、食育の計画を作成し、園長、保育士、栄養士、調理員等が協力し、各施設の創意工夫のもとに体験型食育を推進します。

◆ 各学校において食に関する指導の計画を作成し、栄養教諭を中心とした全教職員の連携・協働により、学校全体で体験型食育を推進できる体制の充実を図ります。

② 地域交流型食育の推進

◆ 保育所等において、在籍する子ども及びその保護者のみならず、地域における子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域や関係機関と連携しつつ、積極的に食育を推進します。

◆ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校ならびに特別支援学校等において、地域の食育ボランティアや生産者団体等と連携し、農林漁業体験、食品の流通や調理、食品廃棄物の再生利用等に関する体験といった児童生徒の様々な体験活動等を推進します。

③ 給食を通した食に関する理解促進

◆ 健全な食生活や、食を通じた地域の自然、文化、産業等に関する子どもや保護者の理解促進のため、生産者団体等と連携し、給食における地場産物（県産食材）の活用を推進するとともに、地域の生産者や生産に関する情報を子ども及び保護者に伝えるための取り組みを促進します。

◆ 肥満ややせ、食物アレルギー等の食に起因する健康課題を有する子どもに対しては、保護者の理解と協力の下、多職種が連携して個別的に対応をする等、健全な食生活に向けた取り組みを推進します。

◆ 児童生徒の望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、各教科等における食に関する指導と関連づけた活用がされるよう献立内容の充実を図ります。

目的２　地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図る

＜施策の方向性＞

(3)石川の伝統的な食文化の継承

豊かな自然、四季折々の食材に恵まれ、地域の伝統的な行事等と結びついた石川ならではの食文化が形成されてきましたが、食に対する価値観やニーズが多様化するなかで、日本型食生活や家庭、地域で継承されてきた食文化が失われつつあることが懸念されています。

このため、本県の郷土料理や食材等を活用した食育を推進し、伝統ある優れた食文化を継承します。

＜具体的な取り組み内容＞

① 「和食」の推進と次世代への継承のための取り組み

◆ 和食を推進するため、米、野菜など地元の農林水産物への知識を深めるとともに、家庭における伝統的な料理や食事のマナーなどの次世代への継承などについて、多様な広報媒体を通じた情報提供や、具体的な促進策などを展開し、石川の特色ある食の継承・発展を目指します。

◆ 地域における食文化の普及と次世代への継承のため、食生活改善推進員等のボランティアが行う地域の郷土料理を取り入れた料理教室の実施等の取り組みを促進します。

② 給食での郷土料理等の積極的な導入

◆ 石川県の伝統的な食文化について子どもが早い段階から関心と理解を抱くことができるよう、給食において郷土料理等の食文化を継承した献立を取り入れ、食に関する指導を行う上での教材として活用されるよう促進します。

③ 食文化に関する情報の収集と発信

◆ 本県の食文化やその普及啓発に係る事例・手法を収集・発信し、食文化の継承に向けた気運の醸成を図ります。

◆ イベントやシンポジウム等において、本県の伝統ある食文化、地域の郷土料理や食材等の紹介や体験を盛り込み、多くの県民がこれらに触れる機会を提供します。

◆ 主食・主菜・副菜のそろう栄養バランスに優れた日本型食生活について、健康への寄与等に関する情報を発信します。

トピック　日本人の伝統的な食文化について

平成 25 年 12 月に「和食；日本人の伝統的な食文化」が、「自然の尊重」という日本人の精神を体現した食に関する社会的慣習としてユネスコ無形文化遺産に登録され、未来に向けて食文化を守り伝えていくことが重要となっています。「和食」には、多様で新鮮な食材が用いられ、自然の美しさや季節の移ろいを表現する特徴があります。また、主食、主菜、副菜が揃い、理想的な栄養バランスと言われています。うま味を生かして、塩分やエネルギーをコントロールし、健康的な食生活につなげましょう。

＜施策の方向性＞

(4)消費者と生産者等との交流を通じた地産地消の推進

農林漁業体験や生産者との交流等の食育の取り組みを通じて、農林漁業に対する関心や理解、さらには、食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関する人々の様々な活動に支えられていることの理解を深めます。

また、地域の農林漁業や地場産物への関心と理解を深めることで、地産地消を推進します。

＜具体的な取り組み内容＞

① 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進

◆ 食の体験活動を通じて、健康的で地域に根ざし、また、環境にも配慮した食生活に関する知識の習得や、食べ物を大切にする意識の醸成を図ります。

◆ 子どもを中心として、農林水産物の生産における様々な体験の機会を拡大するため、農林漁業者・関係団体による、情報提供の強化、受入体制の整備等に努めます。

② 消費者と生産者の交流の促進

◆ 消費者と生産者の交流を促進するため、各種広報媒体やイベント等を通じた消費者への農山漁村の情報提供や農山漁村での受入体制の整備等を推進します。

③ 食品関連事業者等による地産地消の促進

◆ 製造・加工、流通・販売、外食など食品関連事業者は、消費者との接点が多いことから、職場体験や施設見学等の交流・体験の機会の提供に努めるほか、県産食材を用いた商品の開発、より健康に配慮したメニューの提供、食の創意工夫や衛生管理を始めとした情報の提供等についても、食育推進の観点から、積極的に取り組むよう努めます。

④ 地場産物の情報提供と利用促進

◆ 食と農林漁業の理解促進を図るため、広く地場産物の情報を発信するとともに、生産者をはじめ流通関係者、食品事業者など関係者と連携し地場産物の利用を促進します。

～石川の郷土料理～

●いしり(いしる)料理

●治部煮

●かぶら寿司

●蓮蒸し

目的３　県民一人ひとりが、健全な食生活を実践する力を身につける

＜施策の方向性＞

(5)個人における食育の推進

健康づくりや生活習慣病の発症・重症化予防を推進することにより、健康寿命の延伸を実現するとともに、子どもから高齢者まで全ての県民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することは優先的に取り組むべき課題の一つです。県民一人ひとりが健全な食生活を実践できるよう、食に対する正しい理解と実践支援のための食育を推進します。

＜具体的な取り組み内容＞

①　若い世代に対する食育の推進

◆　若い世代が食に関する理解や関心を深め、その重要性を理解し、望ましい食習慣を定着できるよう効果的な取り組みを強化します。

◆　若い世代が食育に関心を持てるようインターネット等を活用し、効果的な情報提供を行います。

②　健康寿命の延伸につながる食育の推進

◆　科学的知見に基づいて食生活の改善に必要な情報を発信する等、県民一人ひとりが食を通じて生活習慣病等の予防に関する知識を習得し、健康な生活を実践できるよう支援します。特に、健康寿命の延伸につながる減塩や野菜の摂取等の推進やメタボリックシンドローム、肥満・やせ、低栄養の予防や改善のための取り組みを推進します。

◆　健康寿命の延伸につながる健全な食生活のためには、生涯にわたり歯と口腔の健康を保持・増進することが重要であるため、歯科保健医療関係者と連携し、８０歳になっても自分の歯を２０本以上保つことを目的とした「８０２０（ハチマル・ニイマル）運動」や、ひとくち３０回以上噛むことを目的とした「噛ミング３０（カミングサンマル）」の推進を通じて、それぞれのライフステージに応じた食べ方の支援等、歯科保健分野からの食育を推進します。

③　高齢者に対する食育の推進

◆　高齢者の低栄養等の予防に配慮した取り組みを促進します。

◆　高齢者の孤食に対応するため、他の世代との交流を含めた地域ぐるみの様々な取り組みを促進します。

＜施策の方向性＞

(6)食育を支える地域環境づくり

県民一人ひとりが食育の意義や必要性等を理解し、自ら主体的に健全な食生活を実践するため、ボランティアを含めた関係者間の連携のもとに多種多様な食育を推進する環境を整備します。

＜具体的な取り組み内容＞

① ボランティア等の育成・活動の推進

◆ 食育の推進は、県民一人ひとりの食生活に直接関わる取り組みであり、これを県民に適切に浸透させていくためには、地方公共団体による取り組みだけでなく、県民の生活に密着した活動を行っているボランティアの役割が重要であることから、その取り組みの活性化がなされるよう環境の整備を図ります。

② 各種団体等の連携・協力体制の推進

◆ 行政と各種団体やボランティア等が密接に連携・協力しつつ一体となって食育、地産地消を推進することができるよう、連携・協力体制の構築等を推進します。

◆ 地域における自発的な食育推進活動を促進するため、「いしかわ食育コーディネーター」と協力し、関係団体が連携して取り組む地域版食育推進計画と、子どもを対象とした計画に積極的に参画する「子ども食育応援団」の認定、「いしかわ食育手伝い隊」の登録を促進します。

トピック 地域で活躍する食育ボランティア！

石川県では、食育を推進するために多くのボランティアが活躍しています。
ぜひ皆さんの地域でも、ボランティアとともに、食育に取り組んでみませんか？

★いしかわ食育コーディネーター

地域の町内会などの各種団体・機関等が自ら実践する食育活動について、具体的な内容や目標を定めた「地域版食育推進計画」を、より多くの県民に作成し取り組んでもらうために、活動の支援を行う食育の多様な分野の知識を持つボランティアです。食育コーディネーターの草の根活動により、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間で、101 の団体が食育活動に取り組んでいます。

★子ども食育応援団

地域版食育推進計画に基づく取り組みに協力する事業者等で、特に子どもに対する食育の推進に取り組む事業者等を子ども食育応援団といい、県ではこうした事業者等の認定を行い、活動の促進を図っています。

★いしかわ食育手伝い隊

地域での食育活動をお手伝いする団体及び個人のボランティアです。協力内容は、田畑の提供や栽培、収穫体験、調理体験のお手伝いや食育講座の講師など様々です。

詳しくは、石川県のホームページ「いしかわの食育」で情報を公開しています。

③ 食育の推進に関する情報提供

◆ 食の関係者はもとより、広く県民が食育に関する関心と理解を深めるとともに、食育に関する施策、基本計画の推進状況、地方公共団体における取り組み状況等必要な情報を容易に入手することができるよう、総合的な情報提供を行います。

◆ **毎年６月を「食育月間」、毎月１９日を「食育の日」**と定め、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施すると共に、様々な機会をとらえて広報啓発活動を実施します。

◆ 食品の安全性や食品表示に関する県民の知識と理解を深めるために、様々な知識を県民が習得できるよう、パンフレットやホームページ、講演会、講習会、県政出前講座等を通じて県民に分かりやすい形で情報を提供します。

④ 職場における食育の推進

◆ 地域保健と職域保健が連携し、職場における健康づくりや社員食堂におけるヘルシーメニューの提供や、栄養成分表示などを通じて、栄養や食生活等の普及啓発を行います。

⑤ 食品ロス削減の推進

◆ 県、市町、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携し、食品の製造から消費に至るまでの一連の食品供給の工程全体において、食品ロス削減の推進に努めます。

◆ 県民自らが食品ロスの削減を意識した消費行動等を実践するための取り組みを推進します。

⑥ 多様な暮らしに対応した食育推進

◆ 単独世帯や貧困の状況にある子どもに対する支援が重要になる等、家庭生活の状況が多様化していることから、地域や関係団体が連携・協働を図りつつ、県民一人ひとりが健全で充実した食生活を実現できるよう地域における共食の機会の提供等の環境整備に努めます。

トピック　全国に広がる食品ロス削減のための取り組み！

“食品ロス”とは、まだ食べられるのに捨てられた食品のことをいいます。日本はカロリーベースで約６割の食料を海外からの輸入に頼っている一方で、年間約632万トンもの食品ロスを出しています。そのうち、302万トンが一般家庭から出ており、これを一人当たりに換算すると、お茶碗約１杯分（約136g）の食べ物が毎日捨てられている計算となります。普段、何気なく食べている食べ物が多くの人々の苦労や努力に支えられていることを考え、「もったいない」という意識を大切にしましょう。「買い物の前に冷蔵庫の在庫をチェックする」、「適切に保管し、賞味期限や消費期限の短いものから食べる」など、一人ひとりにできることはたくさんあります。

近年、「30・10（さんまる・いちまる）運動」が全国に広がっています。これは、飲食店での食べ残しを減らすため、乾杯後の30分間とお開き前の10分間は席について食事を楽しもうというものです。

あなたも、食の循環や環境に配慮し、出来ることから始めてみませんか。

3 計画の数値目標

食育を県民運動として推進するためには、多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが有効です。また、その成果や達成度を客観的に把握できるようにすることが必要です。

このため、本計画において、主要な項目について数値目標を設定することとし、その達成が図られるよう計画に基づく取り組みを推進するものとします。

Ⅰ　計画全体の目標

		現状値（H27年度）	目標値
食育に関心を持っている県民を増やす			
①	食育に関心を持っている県民の割合	81.1%	90%以上

Ⅱ　施策の方向性別の目標

1 家庭における食育の推進

栄養バランスに配慮した食生活を実践する県民を増やす			
②	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を１日２回以上ほぼ毎日食べている県民の割合	54. 7%	65%以上
③	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を１日２回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	43. 4%	55%以上
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす			
④	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合	60.1%	70%以上
朝食を欠食する県民を減らす			
⑤	朝食を欠食する子どもの割合	3.5%	0%
⑥	朝食を欠食する若い世代の割合	12.6%	8%以下

※若い世代：20～30 代

2 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進

体験型食育に積極的に取り組む保育所等を増やす			
⑦	食育計画を策定し、評価している保育所等の割合	91.2%(H26)	増加
⑧	体験型食育を実施している保育所等の割合	94.3%(H26)	増加
計画的に「食に関する指導」に取り組む小・中・義務教育学校を増やす			
⑨	「食に関する指導の年間指導計画」を作成している小・中・義務教育学校の割合	92. 4%	増加

3 石川の伝統的な食文化の継承

		現状値（H27年度）	目標値
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理を食べている県民を増やす※1			
⑩	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理を食べている県民の割合	65.3%	70%以上
⑪	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理を食べている若い世代の割合	50.3%	55%以上

4 消費者と生産者等との交流を通じた地産地消の推進

農林漁業体験をした県民を増やす			
⑫	いしかわ田んぼの学校推進プロジェクト事業への延べ参加児童数	29,744人	60,000人以上
⑬	いしかわ耕稼塾「いしかわの農業学ぼうコース」延べ参加者数	1,214人	2,200人以上

※⑫、⑬現状値：H23～27年度の延べ人数

5 個人における食育の推進

生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する県民を増やす			
⑭	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけている県民の割合	77.3%	85%以上
ゆっくりよく噛んで食べる県民を増やす			
⑮	ゆっくりよく噛んで食べる県民の割合	（調査中）	増加

6 食育を支える地域環境づくり

食育の推進に関わるボランティアの数を増やす			
⑯	食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している県民の数	6,761人	増加
食品の安全性について基礎的な知識を持っている県民を増やす※2			
⑰	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合	78.7%	85%以上
⑱	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている若い世代の割合	70.0%	80%以上
食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民を増やす※3			
⑲	食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民の割合	81.1%	増加

※1 伝統的な料理：
地域や家庭で受け継がれてきた料理（じぶ煮、かぶら寿司等）

※2 食品の安全性に関する知識：
賞味期限や消費期限、原産地、アレルギー物質などの表示を理解したり、食中毒を予防する3原則（菌を付けない、増やさない、やっつける）等の知識

※3 食品ロス削減のための行動例：
料理を作り過ぎない、飲食店で注文し過ぎない、日頃から冷凍庫等の食材の種類、量、期限表示を確認する等

第５章　計画の推進体制

1　推進体制

○　「いしかわ食育推進委員会設置要綱」に基づき、学識経験者、食関連団体などから構成する「いしかわ食育推進委員会」において、計画の進捗状況の把握や評価を行います。

○　「いしかわ食育推進庁内連絡会議」により、庁内の関係部局の連携を図りながら、食育に関する施策を積極的に推進します。

○　県民にとってより身近な市町における取り組みを一層推進します。

2　各主体の役割

(1)県

○　本計画に基づき、県内の食をめぐる課題に適切に対応して、庁内の関係部局が連携を図って各種の施策を展開することにより、食育を強力に推進します。

○　食に関する調査を行い、県内の食に関する状況を適切に把握し、その成果については速やかに公表し、県内の食育事業に活用します。

○　各種媒体やイベントなどの機会を活用し、県民に対し食育の理解・実践の向上について啓発を行います。

○　県内の事業者や団体による自主的な食育活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、専門家の派遣、情報の提供など適切に支援を行います。

(2)市町

○　市町食育推進計画に基づき、関係団体等との協力・連携を図り、管内における食育推進事業を主体的に推進するものとします。

○　市町において定期的な会議の場を設ける等、農林水産担当部局、教育委員会等の関係課が連携・協力を図る体制を整備し、総合的かつ計画的な食育の推進に努めるものとします。

(3)家庭

○　県民は、本計画に基づいて実施される各種の食育活動に積極的に参加することにより、食育の意義や必要性の理解を深め、家庭においてその実践に努めるものとします。

(4)保育所、認定こども園、幼稚園、学校等

○ 地域の食関連の事業者・団体と連携し、子どもに対する食育を積極的に実施するとともに、家庭との連携が図れるよう、その保護者に対しても適切に働きかけを行うものとします。

(5) 関係団体、農林漁業者、食品関連事業者、食関係のボランティア等

○ 県民に対し、食の大切さを再認識できるよう、食に関する情報や体験の機会を積極的に提供し、家庭で適切に食育が行われるよう、その支援に努めるものとします。

○ 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等が行う食育の内容を充実させるため、食に関する情報や体験の機会を積極的に提供し、その支援に努めるものとします。

○ 食生活は、地域で育まれてきた食文化を反映し、また、個人の自由な判断と選択に委ねられるものであることから、身近な地域で自主的に取り組みが行われることが大切であり、関係者が地域の実情に即して計画的に食育の実践に努めるものとします。

参考資料

1　県の食育の主な取り組み（H28 年度）

【目的１】　未来を担う子どもの健全な身体を培い、豊かな心を育む

（１）家庭における食育の推進

施策の方向性	主な取り組み（H28年度）	担当部署
①　妊産婦の食育の推進	・妊婦教室等における栄養指導、保健指導	少子化対策監室（市町）
②　食を楽しむ力（知る・育てる・調理する・食べる）の育成	・小学生食育チャレンジ事業 小学生やその保護者に対して、望ましい食習慣の定着を図ることを目的として、啓発教材（食育ブック・チャレンジシート）を作成・配布し、保護者とともに食育を学び、児童が自分でチャレンジする目標を決め、2週間取り組みます。	少子化対策監室
	・中高生の健全な食生活実践支援事業 中高校生向けリーフレットや食育用教材（フードモデル）を活用し、中高校生の健全な食生活の実践に繋がる食育活動を支援します。	少子化対策監室
③　子どもの基本的な生活習慣の形成	・子どもの生活リズム向上推進事業 子どもが家庭で「早寝・早起き・朝ごはん」等、基本的生活習慣を振り返るカードに記録することを通して、生活リズムの向上を図ります。また、生活リズム向上に関する取り組み事例を紹介することにより、子どもの基本的な生活習慣の重要性について啓発を図ります。	生涯学習課
	・小学6年生の健康意識啓発事業 県内の小学6年生を対象に、健康に関する学習内容を盛り込んだ健康チェックシートを配布し、家族とともに健康づくりについて考える機会を提供するとともに、健康づくり教室を実施し、健康意識の啓発を図ります。	健康推進課

（２）保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進

施策の方向性	主な取り組み（H28年度）	担当部署
①　体験型食育の推進	・小・中・義務教育学校、特別支援学校における食育の推進 「食に関する指導の手引」を活用し、食に関する指導の全体計画・年間指導計画を作成し、計画的に食育を推進します。また、栄養教諭、学校栄養職員等の資質向上のため、学校給食研究大会、栄養教諭等講習会を開催します。	スポーツ健康課
	・「食に関する指導の手引」等に基づく指導の実施 学校給食や調理実習等を通じて、食事の準備やマナー等と併せて食文化についての知識を深めるとともに、家庭における食事作りへの参加や実践につながるよう、児童生徒に指導を行います。	スポーツ健康課
②　地域交流型食育の推進	・保育所等における「食育の計画」の策定及び実践	少子化対策監室（保育所等）
③　給食を通した食に関する理解促進	・学校給食調理コンクールの実施 地場産物（県産食材）をテーマとした学校給食調理コンクールを開催し献立内容の充実を促進します。	スポーツ健康課
	・中学生学校給食献立コンクールの実施 中学生を対象に地場産物（県産食材）をテーマとした学校給食献立コンクールを実施し、学校給食の献立内容の充実を図ります。	スポーツ健康課

【目的２】 地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図る

（３）石川の伝統的な食文化の継承

施策の方向性	主な取り組み（H28年度）	県担当課
① 「和食」の推進と次世代への継承のための取り組み	・いしかわの地産地消などホームページによる情報発信	生産流通課
	・地域版食育推進計画の普及・認定・表彰 地域の町内会などの各種団体・機関等が自ら実践する、郷土色豊かな食育活動を「地域版食育推進計画」として認定します。	少子化対策監室
② 給食での郷土料理等の積極的な導入	・じわもん食の案内人の登録 学校給食や地域活動を通じて、地域の食材を使った郷土料理やその他の料理の技術、食材の知識等を広めている人（団体）を「じわもん食の案内人」として登録し、広く県民へ情報提供することで、県産食材の消費拡大及び地産地消を推進します。	生産流通課
③ 食文化に関する情報の収集と発信	・石川の農林漁業まつり開催事業 いしかわの食文化伝承の観点を盛り込み、石川の農林漁業まつりを開催します。農林水産業をPR（農林水産物の実物展示、各種体験など）し、消費者に対し、農林水産業の役割の理解促進に努めます。毎年10月に開催しています。	農業政策課

（４）消費者と生産者等との交流を通じた地産地消の推進

施策の方向性	主な取り組み（H28年度）	担当部署
① 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進	・いしかわ田んぼの学校推進プロジェクト事業 田んぼ、水路、ため池などを遊びの場とし、農業や農作物への理解促進と環境に対する豊かな感性を持つ子どもを育てるため、小学校教育のなかで地域と密着した体験型の環境教育を実施します。	農業基盤課
	・いしかわ地産地消ネットワーク形成事業 小学生やその保護者を主な対象に、地元農産物の栽培、収穫、それらを使った調理等の体験「食と農の見学・体験学習会」を実施し、地域農業への理解促進と地産地消を推進します。地域ごとに「食農教育連絡会議」を設置し、学校での農業体験活動等を支援します。	生産流通課
	・いしかわ耕稼塾「いしかわの農業学ぼうコース」 農作物の種まきから収穫までの様々な農作業体験実施し、農業に関心と理解を深めていただきます。	農業政策課
② 消費者と生産者の交流の促進	・いしかわ農村ボランティア窓口の設置 農村でボランティアをしていただける県民や企業、大学のみなさまを「農村役立ち隊」、ボランティアの受入を希望する集落を「受け入れ隊」として登録させていただき、「農村役立ち隊」と「受け入れ隊」との協働活動を通じて、元気な里山づくりを推進しています。	里山振興室
	・「ふるさとの匠」活用事業 農林漁業に関する優れた技能を有し、来訪者に直接指導できる人材を発掘し、「ふるさとの匠」として登録し、技能を各種体験交流の場で発揮し、匠という人材を新たな魅力として発信することで、グリーン・ツーリズム人口の拡大を図ります。	里山振興室
③ 食品関連事業者等による地産地消の推進	・いしかわ地産地消ネットワーク形成事業 地産地消に取り組む店舗を、「地産地消推進協力店」（小売店）や「いしかわ『旬の地場もの』もてなし運動協力店」（飲食店）として認定・登録するなど、商工業者と連携した取り組みを実施し、県産食材の消費拡大を図ります。	生産流通課

施策の方向性	主な取り組み（H28年度）	担当部署
④ 地場産物の情報提供と利用促進	・いしかわ地産地消ネットワーク形成事業 生産者と食品業者とのマッチングを図るための「地産地消受注懇談会」を開催します。	生産流通課
	・石川県ふるさと食品認証制度 県内で製造された加工食品で「主な原材料を県産農林水産物としたもの」、又は「古くから受け継がれてきた伝統的な技術によるもの」の中で、その品質や表示について一定基準に適合していることを県が認証する制度です。	生産流通課
	・食品関連事業者の新商品開発および情報発信の支援 少量だが種類豊富な県産食材や、発酵食品をはじめとする加工技術の蓄積といった、本県食品産業が持つ強みを活用した商品開発を支援するとともに、各種展示会やイベントへの出展を通じたPRの取り組みを支援します。	産業政策課

【目的３】 県民一人ひとりが、健全な食生活を実践する力を身につける

（５）個人における食育の推進

施策の方向性	主な取り組み（H28年度）	県担当課
① 若い世代に対する食育の推進	・大学生の健全な食生活への普及啓発及び実践支援助成事業 大学生・専門学生等へ健全な食生活の普及啓発を目的に、学生等が（同世代の）若者に向けて行う食育活動に対して活動資金を支援します。	少子化対策監室
② 健康寿命の延伸につながる食育の推進	・いしかわヘルシー＆デリシャスメニュー開発・普及事業 生活習慣病予防のために体にやさしく、おいしいメニューを開発し、家庭への普及を図ります。	健康推進課
	・もっと野菜プロジェクト（MYP350）推進事業 野菜は、がんのリスク低下や、肥満、糖尿病予防に効果が期待できるが、県民の野菜摂取量は不足気味であり、特に20～50歳代の野菜摂取量が少ないことから、企業等と連携した青壮年期の野菜摂取促進を目指した取り組みを実施します。	健康推進課
	・「健康づくり応援の店」推進事業 県民の健康づくりを食生活の面から支援するとともに、適切な健康情報を提供するために、健康づくりのためのさまざまなサービスやヘルシーメニューの提供などを行う飲食店を「健康づくり応援の店」に認定します。	健康推進課
③ 高齢者に対する食育の推進	・低栄養予防に関する相談、情報提供	長寿社会課 （市町）

（6）食育を支える地域環境づくり

施策の方向性	主な取り組み（H28年度）	県担当課
① ボランティア等の育成・活動の推進	・地域版食育推進計画の普及・認定・表彰 「地域版食育推進計画」に協力する「子ども食育応援団」を認定します。また、「いしかわ食育手伝い隊」の登録を行います。さらに、「地域版食育推進計画」を発掘する「いしかわ食育コーディネーター」の活動を支援します。	少子化対策監室
② 各種団体等の連携・協力体制の推進	・いしかわ食育推進委員会、庁内食育連絡会等の開催	少子化対策監室
③ 食育の推進に関する情報提供	・食育の取り組み展示会 6月の食育月間に、県庁19階展望台ロビーにて、全庁的な食育の取り組みを展示し、県民に食育への普及啓発を図ります。	食育関係部署
	・食の安全・安心推進事業 情報誌「フードコミュニティーいしかわ」の発行や意見交換会の開催等、食の安全・安心に向けた取り組みを行い、食品に関するリスクコミュニケーションを推進します。	薬事衛生課・食品安全対策室
④ 職場における食育の推進	・特定給食施設等における食に関する情報提供 社員食堂などの利用者に対する健康や栄養に関する情報提供の実施等について指導、助言を行います。	健康推進課、各保健所
⑤ 食品ロス削減の推進	・「いしかわ版環境ISO」（学校・家庭・地域・事業者）への参加促進 食品ロスの削減は、地球温暖化防止にもつながることから、県民生活のあらゆる場面で、環境保全活動に取り組むことができる本県独自の仕組みである「いしかわ版環境ISO」（学校・家庭・地域・事業者）において、取り組み事例を掲げ、県民に実践を呼びかけます。	温暖化・里山対策室
	・食品リサイクル及び農産物等循環型社会形成推進知事表彰 食品循環資源利用等に関する取り組みが、特に優れている食品関連事業者等を表彰し、広く県民に紹介することで、さらなる取り組みの推進、普及啓発を図り、循環型社会の形成を推進します。	農業安全課
	・食品ロスの削減に向けた普及啓発 食品ロスの削減に向けて、家庭における取り組みや30・10運動など外食時の取り組み等を市町等と連携して推進します。	廃棄物対策課
⑥ 多様な暮らしに対応した食育の推進	・ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業 放課後児童クラブ終了後や学校の長期休暇中等のひとり親家庭の子どもの居場所をつくり、食事の提供等を行います。	少子化対策監室

2 関連するＷＥＢページのＵＲＬ

■■ いしかわの食育 ■■　（少子化対策監室）

県計画や食育関連施策、お知らせなどを掲載しています。

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/syokuiku/2010/index.html

■■「ヘルシー＆デリシャス」のキッチン ■■

生活習慣病予防のために開発した体にやさしく、おいしいメニューのレシピを日本最大の料理レシピサイト「クックパッド」で公開しています。

http://cookpad.com/kitchen/11876368

■■ ほっと石川健康づくり応援の店 ■■

健康づくりのためのさまざまなサービスやヘルシーメニューの提供などを行う飲食店を「健康づくり応援の店」として認定しています。

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenkou/mise/newpage1.html

■■ いしかわの食の安全・安心情報 ■■

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoku_anzen/syoku_jyouhou_index.html

■■ いしかわ耕稼塾 ■■

http://inz.jpn.org/koukajyuku/

■■ いしかわの地産地消 ■■

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousan/tisantisyou/index.html

■■ いしかわ食のポータルサイト「いしかわ百万石食鑑」■■

http://www.ishikawa-shokuzukan.jp/

■■ 食育のページ ■■　（教育委員会）

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/sports-kenko/ikiikisyokuiku/ikiiki.html

参考資料

３ 地域版食育推進計画策定団体、子ども食育応援団の活動（H27年度）

「地域版食育推進計画」とは、町内会や公民館、ＰＴＡ等の各種団体・機関等が、地域に応じた食育の具体的な目標や活動内容を定め、地域で食育を実践する活動をいいます。

地域版食育推進計画の取組に協力する事業者・団体のうち、特に子どもに対する食育活動を支援する団体を、「子ども食育応援団」として認定しています。

【目標】

計画を策定する各種団体・機関等は、以下の４つのねらい（目的）のうち、１項目以上を選択し、目標とします。

★ 食を通じた地域のつながりを深める　★ 家庭における食育につなげる

★ 地域の郷土料理や食文化を継承する　★ 地場産業の振興を図る

●地域版食育推進計画策定団体

市町名	団体名	取組内容	参画する住民等
輪島市	輪島市もんぜん児童館	・畑で野菜の収穫を体験し、その野菜を使ったピザ作りで調理体験 ・そばうち体験、調理試食	門前地区在住の小学生と保護者
	太陽の子クラブ	・わじま調味料(塩・いしる)を使用した料理作り ・節分にむけたのりまき作り	市内乳幼児と小学生親子
能登町	能登町立三波公民館	・サツマイモの苗植えから収穫まで ・地元野菜の試食、収穫野菜の調理 ・ソバ栽培から収穫まで、そばうち体験	三波地区の子供と保護者、地域住民
穴水町	穴水町住吉公民館	漁業体験と調理体験	住吉地区の子ども、地域住民など
志賀町	ふくいリトルクラブ	・収穫した野菜を流しそうめんと一緒に流し味わう ・特産品（ころ柿）についての学習と、ころ柿を使った調理実習	福井地区の子ども、地域住民
七尾市	金ヶ崎公民館子ども会グループ	・震災食づくり ・豆乳プリンパフェつくり＆販売体験 ・元気な大人になるための食育講座	金ケ崎地区の子ども、地域住民など
	山王小学校ＰＴＡ食育委員会	・給食試食会の開催 ・地域で採れる野菜等の収穫体験 ・食文化の継承	・山王小学校児童とその保護者、教職員 ・山王小学校下住民
	七尾みなと放課後児童クラブ	・プランターでの野菜作り ・いろいろな食材を使ったクッキング教室	七尾みなと放課後児童クラブ児童
	七尾市中島児童館	・児童館のミニ畑で野菜作り ・児童館のミニ畑で収穫した野菜でクッキング教室 ・地域特産野菜のお話と栽培の体験 ・地域特産野菜を用いた料理作り	中島児童館の来館者、指導者、みらい子育てネット

市町名	団体名	取組内容	参画する住民等
七尾市	七尾市御祓児童館	親子で夏野菜カレー作り	御祓児童館の来館児童、みらい子育てネットみそぎクラブ（親子）
	幼保連携型認定こども園ひまわり（保護者会）	・地域の方と一緒に芋苗と夏野菜の苗植えと水やり・収穫 ・菜園で収穫した野菜を使ってカレーライス作り ・梅干し作り ・収穫したさつま芋を使って焼き芋会	保護者、園児、保育教諭、栄養士、地域の方
	天神山小学校ＰＴＡ	・さつま芋の苗植え、収穫 ・クッキング教室 ・食生活を学ぶ「早寝・早起き・朝ごはん」	天神山小学校児童及び保護者、地域住民
	七尾みなとこども園保護者会	・野菜づくり体験 ・梅を用いたクッキング ・味噌づくり体験	園児・ほほえみクラブ（地域の高齢者）
	東みなとこども園保護者会	・梅ジュース・梅干しづくり ・夏野菜を使ったカレーライスづくり ・だしってなぁに？手打ちうどん作り体験	園児・保護者・地域のみなさん
羽咋市	邑知学童保育クラブ	・夏野菜カレー作り ・ワッフル作り	小学生
	羽咋学童保育クラブ	・夏野菜カレー作り ・ワッフル作り	小学生
	羽咋ゆりっこ児童クラブ	・バランス良い食事づくり ・食事のマナーについて	小学生
	瑞穂学童保育クラブ	・夏野菜カレー作り ・牛乳パックを使った押し寿司作り	小学生
宝達志水町	相見保育所保護者会	・夏野菜のカレー作り ・ライスせんべいづくり ・特産イチジクジャム作り ・笹を使った押しずし作り	４歳児、５歳児、保護者、保育士、調理師、栄養士
	中央保育所保護者会	・稲作づくり（種まき、田植え） ・じゃがいもを植える ・収穫した米でおにぎり作り ・笹を使った手まり寿し作り	４歳児、５歳児、保護者、保育士、栄養士、調理師
津幡町	津幡町立条南小学校PTA	・もち米の田植え体験 ・もち米の稲刈り・収穫体験 ・餅つき調理体験	条南小学校の生徒、地域住民
	学童保育もりもりくらぶ	・ポップコーン＆さつまいも苗植え ・ポップコーンの収穫体験 ・餅つき・おにぎり等の調理体験	小学生
	津幡町立刈安小学校PTA	・大豆の種まき体験 ・生育観察、草取り ・大豆の収穫体験と豆たたき ・味噌作り	刈安地区の子ども、地域住民

市町名	団体名	取組内容	参画する住民等
白山市	石川公民館	・おにぎり教室（小学1年生対象） ・子ども居場所づくり夏休み料理教室 ・男の料理教室	石川地区住民
	白山市立鶴来公民館	・親子そば打ち体験 ・親子茶道教室 ・親子料理教室	地域住民、子ども、 保護者など
	いのくち遊美の里会	・昔ながらの稲作の体験 田植え(5月)、稲刈り(9月)、餅つき(12月) ・アケビ、ブドウの管理、収穫体験 ・さつまいもの植栽、収穫体験	地域住民（子ども、保護者など）、 金沢大学里地里山応援隊
	御手洗地域ふれあい 支え合い部	・野菜栽培 ・収穫した野菜を使った給食会 ・農園でとれたかぼちゃを使ったハロウィンパーティー	ははまなす保育園児、 御手洗喜米会、地域住民
川北町	川北親子食育 ふれあいサロン	・豆腐レアチーズケーキ調理体験 ・かぼちゃのおやきの調理体験 ・ヨーグルトフレンチトーストの調理体験 ・手づかみお焼きの調理体験	川北町内在住の親子
能美市	泉台町会	・さつまいもの苗植え、収穫、調理体験	こども会、地域住民
	能美柚ゆうゆう倶楽部	・ゆずかきもち作り ・ゆず染め教室	能美柚ゆうゆう倶楽部会員、能美市民
小松市	東陵食育の会	・親子対象の食育講話・実習 ・高齢者の食育体験 ・学童児童対象の食育講話・実習 ・東陵文化祭でパネル展示・試食	東陵地区学童児童、一般の親子
	矢沢町食育の会	・町内の老人会に毎月季節の料理をふるまう ・子ども会行事でスイートポテト作り体験	矢沢町子供会、保護者、老人会等
	犬丸・荒屋食育の会	・食育かるたと野菜たっぷり料理教室 ・高齢者の低栄養予防の講話と食事	児童センター親子、校下の高齢者
	郷土の食を伝える会	・郷土の旬の夏野菜を使った料理教室 ・冬野菜と肉を使った料理教室	校下住民、親子
加賀市	大聖寺くらぶ	・保育園での夏野菜カレー作り体験と野菜紙芝居 ・小学校での親子食育体験、餅つき体験、大豆の学習	保育園児、小学生、児童館利用者

●子ども食育応援団

市町名	子ども食育応援団名	応援する内容	応援する 地域版食育推進計画
輪島市	わじま食育応援隊 めだか＆ズッキーニ	・地元の食文化への関心を高める	輪島市もんぜん児童館
	わじま食育応援隊 かがやき	・地元の食文化への関心を高める体験型教育	太陽の子クラブ
能登町	さんなみっ子育成プロジェクト 実行委員会	・さつまいも、そば栽培、調理指導	能登町立三波公民館
志賀町	株式会社　営農福井	・カボチャ栽培、調理指導 ・特産ころ柿作り指導 ・郷土料理指導	ふくいリトルクラブ
七尾市	株式会社　ミナトフーズ	・食育に関する食材の提供 ・食体験実施時の協力	・七尾みなと放課後児童クラブ ・七尾みなとこども会保護者会 ・東みなとこども園保護者会
	石川県栄養士会 食育グループなでしこ	・料理教室の実施等へのサポート ・食について関心を高める話など食育について協力する	・幼保連携型認定こども園ひまわり ・七尾市御祓児童館 ・天神山小学校PTA
	ひまわり （矢田郷地区食生活改善推進協議会）	・児童が栽培した作物を使用した調理指導	天神山小学校ＰＴＡ
羽咋市	JAはくい女性部	・さつまいも畑作りと苗植え指導、苗管理指導 ・親子食育フェスタの開催、食農教育(農体験等) ・さつまいも収穫、料理教室開催、クッキング指導 ・伝統料理指導、親子味噌作り指導	・羽咋学童保育クラブ ・瑞穂学童保育クラブ ・邑知学童保育クラブ ・羽咋ゆりっこ児童クラブ
白山市	井口グリーンワークス	・田畑の提供、管理 ・田植え～稲刈りの体験、餅つき体験の支援 ・アケビ、ブドウ、さつまいもの栽培、収穫体験の支援	いのくち遊美の里会
	御手洗喜米会（ミタラシ　キヨネカイ）	・畑で野菜の植え付け、収穫 ・栽培の指導	白山市御手洗地域ふれあい 支え合い部
能美市	泉台町地域福祉委員会	・さつまいもの栽培と調理加工体験の指導	泉台町会
小松市	和会（ナゴミカイ）（西軽海４丁目）	・講話、調理実習	東陵食育の会
	東陵畑の会	・講話、調理実習	東陵食育の会
	だいいち食育応援隊	・畑を提供し、栽培や収穫等の協力・指導 ・季節の野菜や収穫した野菜を使った郷土料理講習会への参加のよびかけ	郷土の食を伝える会

4 いしかわ食育推進委員会 構成委員

（H28年度）

	所　属	職　名	氏　名
会 長	金沢学院大学	健康栄養学科教授	矢 野 俊 博
副 会 長	北陸学院大学短期大学部	食物栄養学科教授	新 澤 祥 恵
委 員	石川県料理学校協会	専務理事	青 木 誠 治
	(公社)石川県看護協会	専務理事	青 木 範 子
	石川県漁業協同組合	企画指導部長	青 山 邦 洋
	石川県生活協同組合連合会	専務理事	青 海 万里子
	(公社)石川県栄養士会	副会長	大 谷 千 晴
	北陸地域外食産業協議会	会長	大 友 佐 俊
	(一社)石川県私立幼稚園協会	理事	齋 藤 史 代
	石川県生活研究グループ連絡協議会	会長	髙 田 外喜子
	(公社)石川県医師会	理事	髙 田 充 彦
	石川県栄養教諭・学校栄養職員研究会	会長	竹 中 好 美
	石川県小中学校長会	副会長	竹 本 良 成
	石川県食生活改善推進協議会	会長	塚 原 幸 子
	石川県婦人団体協議会	副会長	中 村 恵 子
	石川県農業法人協会	副会長理事	林　浩 陽
	(特非) 消費者支援ネットワークいしかわ	委員	林　貴 江
	いしかわ農業振興協議会	副会長	平 松 世志子
	(公財)いしかわ結婚・子育て支援財団	専務理事兼事務局長	北 国 正 則
	石川県高等学校長協会	会員	堀 田 葉 子
	(福)石川県社会福祉協議会保育部会	部会長	前 田 武 司
	(一社)石川県歯科医師会	公衆衛生部地域保健委員長	増 田 邦 光
	(一社)金沢市中央市場運営協会	会長	松 本 久 典
	(公社)石川県薬剤師会	副会長	三 浦 智 子
	(公社)石川県調理師会	会長	宮 川　務
	(公社)石川県食品衛生協会	専務理事	村 田 博 臣
	(一社)石川県食品協会	専務理事	森 山 直 喜
	石川県農業協同組合中央会	地域振興部長	藪 岸 登志明
	石川県PTA連合会	副会長	山 出 めぐみ

五十音順、敬称略

参考資料

5 いしかわ食育推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　いしかわ食育推進計画（以下「計画」という。）に基づく食育の取り組みについて、県域の関係団体等の連携・協力を図るとともに、計画の進捗状況の把握や評価を行うため、「いしかわ食育推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会の所掌事項は、県域の関係団体等の連携・協力を図るとともに、計画の進捗状況の把握や評価を行うこととする。

（組織）

第３条　委員会の委員は、別記のとおりとする。

２　委員会に会長を置く。

３　会長の選出は、委員の互選によるものとする。

４　会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

５　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会長が必要と認めるときは、特定の委員による会議を開くことができる。

（事務局）

第５条　委員会の事務を処理するため、少子化対策監室に事務局を置く。

（雑則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が定める。

（附則）

この要領は、平成１９年６月１３日から施行する。

この要領は、平成２３年７月１日から施行する。

第３次いしかわ食育推進計画
策定：平成２９年３月

石川県健康福祉部少子化対策監室
〒920-8580　石川県金沢市鞍月１丁目１番地
電話：076-225-1424　FAX：076-225-1423
E-mail: kosodate@pref.ishikawa.lg.jp

第3次 いしかわ 食育推進計画

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。